

第4期  
犬山市障害福祉計画  
(素案)

平成27年●月  
犬山市



# 第4期犬山市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）

## 目次

### 第1章 計画の策定にあたって

1	計画の趣旨	1
2	基本理念	2
3	計画の位置づけと期間	3
4	障害者等の定義	4
5	第4期計画の変更内容	5

### 第2章 障害のある人を取り巻く現状

1	障害者（児）の現状	7
2	療育・保育・教育の状況	12
3	雇用・就業の状況	16
4	施設の利用状況	18
5	障害者数の推計	22

### 第3章 障害福祉サービス等の数値目標

1	第3期（平成26年度末）目標達成状況	26
2	平成29年度の目標設定	28
3	障害福祉サービスの必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	31
4	相談支援の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	40
5	地域生活支援事業の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	42
6	障害児支援の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	57

### 第4章 計画の点検・評価

1	計画の推進体制	60
2	計画の点検・評価	60



# 第1章 計画の策定にあたって



# 1 計画の趣旨

平成18年に施行された「障害者自立支援法」(※)では、措置費から支援費に移行する中で三障害の一元的支援を定め、障害者等が自立した日常生活や社会生活を送るために必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう、事業体系の抜本的に見直しが行われました。

その後、当事者団体などとの協議を経て、利用者負担の見直しや相談支援の充実などが図られる中で、障害者の社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去を総合的かつ計画に行うことを基本理念とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)(※)が、平成25年4月に施行されました。

さらに、障害者雇用促進法(※)や障害者優先調達推進法(※)、障害者虐待防止法(※)、障害者差別解消法(※)が制定され、障害者支援の法制度が整備されたことを受けて、平成26年1月に、障害者権利条約(※)が批准されたことで、国際的な障害者支援の流れに加わることができました。

このように、障害者を取り巻く環境は、措置から地域移行へと法の整備とともに劇的に変化しており、その変化を捉えながら「第3期障害基本計画」を見直し、「第4期犬山市障害福祉計画」を策定するものです。



## 2 基本理念

犬山市では、誰もが住み慣れた地域や家庭で共に生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」(\*)の理念と、障害のある人が持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権を目指すという「リハビリテーション」(\*)の理念の2つを基本理念として踏まえ、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが穏やかに暮らしていける地域社会の構築をめざし、「誰もが地域であんきに暮らせるまち犬山」のキャッチフレーズを掲げて障害者基本計画を定めています。

障害を原因とする社会的な障壁によって平穏な地域生活や社会生活を阻害されることなく、安心して生活を営むことができるように、障害の特性に合わせた個別の支援を、地域の多様な組織が連携して行う中で、「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支えあう」という「インクルーシブな共生社会」の構築を目指していく必要があります。

この第4期障害福祉計画では、このような理念のもと、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の充実を図っていくための数値目標を、平成29年度までに達成すべき目標と捉えて、個々の事業に取り組んでいくこととします。



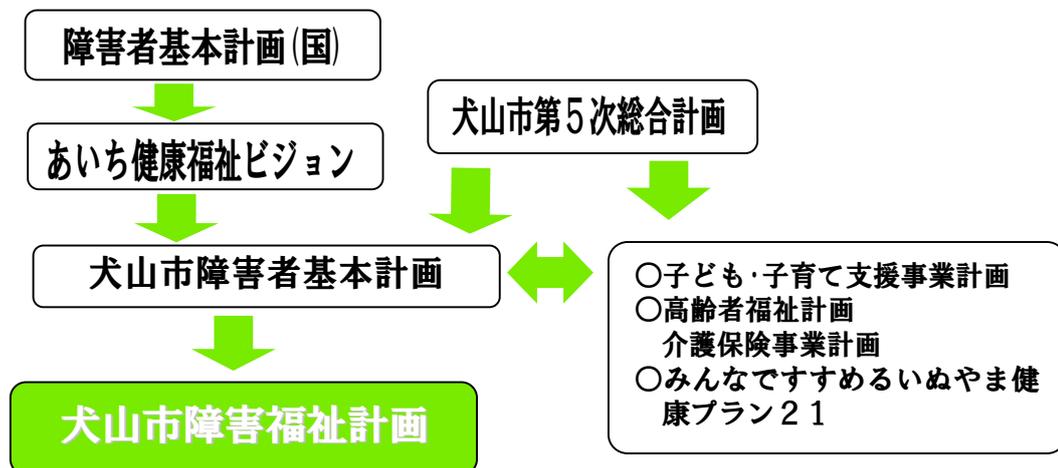
### 3 計画の位置づけと期間

#### 1 計画の位置づけ

この計画は、本市の障害者施策の基本的方向を示す「第2次犬山市障害者基本計画」の生活支援に関する分野の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の実施計画として定めるもので、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第4期計画にあたるものです。

計画の内容は、第5次犬山市総合計画と第2次犬山市障害者基本計画を踏まえ、障害者をめぐるさまざまな法制度の改正に伴って国が作成する基本指針で示される改正内容にしたがって、関連諸計画との調整を図りながら、3年間で1期とした各年度における障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援の事業ごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定めるものです。

	障害福祉計画	(参考) 障害者基本計画
根拠法令	障害者総合支援法 (平成18年4月1日施行)	障害者基本法 (平成23年8月5日一部改正法施行)
性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込み量を算出し、その見込み量を確保するための方策を定める計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の障害者基本計画及び愛知県の障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条4項の基本構想に則し、かつ、犬山市における障害者の状況を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第9条第3項)</li> <li>長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画</li> </ul>
位置づけ	障害者基本計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標	国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」を基本とした犬山市総合計画の部門計画



## 2 計画の期間

障害福祉計画は、3年間で1期として作成することとされており、本計画は、第4期計画として、平成27～29年度を期間とします。

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国	障害者基本計画	→					
	重点施策実施5か年計画	→	→				
県	あいち健康福祉ビジョン	→					
市	犬山市障害者基本計画	→					
	犬山市障害福祉計画	→		2次	→		
			3期		4期		

## 4 障害者等の定義

本計画において、「障害者」「障害のある人」とは、障害者総合支援法第4条によるところの「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」をいいます。

また、「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項によるところの満18歳に満たない者で「身体に障害のある児童、知的に障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいいます。

## 5 第4期計画の変更内容

### 1 第4期計画に向けた改正ポイント

- ① 障害者の地域生活の支援のための規定整備
- ② 相談支援体制の充実・強化
- ③ 障害児支援の体制整備に係る規定整備
- ④ 障害者福祉計画作成に係る目標設定
- ⑤ 障害福祉計画に定めるべき事項についての調査、分析及び評価を行うことの規定整備

### 2 第4期計画に向けた考え方

#### ①障害者の地域生活の支援のための規定整備に関する事項

地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備の方向性等を定めることとなっています。

#### ②相談支援体制の充実・強化の規定整備に関する事項

計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等を定めることとなっています。

#### ③障害児支援の体制整備に係る規定整備に関する事項

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、都道府県及び市町村が作成する子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る事項が記載される予定であり、障害者福祉計画の基本指針においても障害児支援の提供体制確保に関する事項を定めることとなっています。

#### ④障害者福祉計画の作成に係る平成29年度の目標設定に関する事項

A：福祉施設入所者の地域生活移行の数値目標

平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が、平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することが基本となっています。

B：地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することが基本となっています。

C：福祉施設から一般就労への移行等

平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定することとなっています。

⑤市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析、評価を行うことの規定整備

障害福祉計画における目標等について、少なくとも年1回、実績把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じること等を盛り込むこととなっています。

## 第2章 障害のある人を取り巻く現状

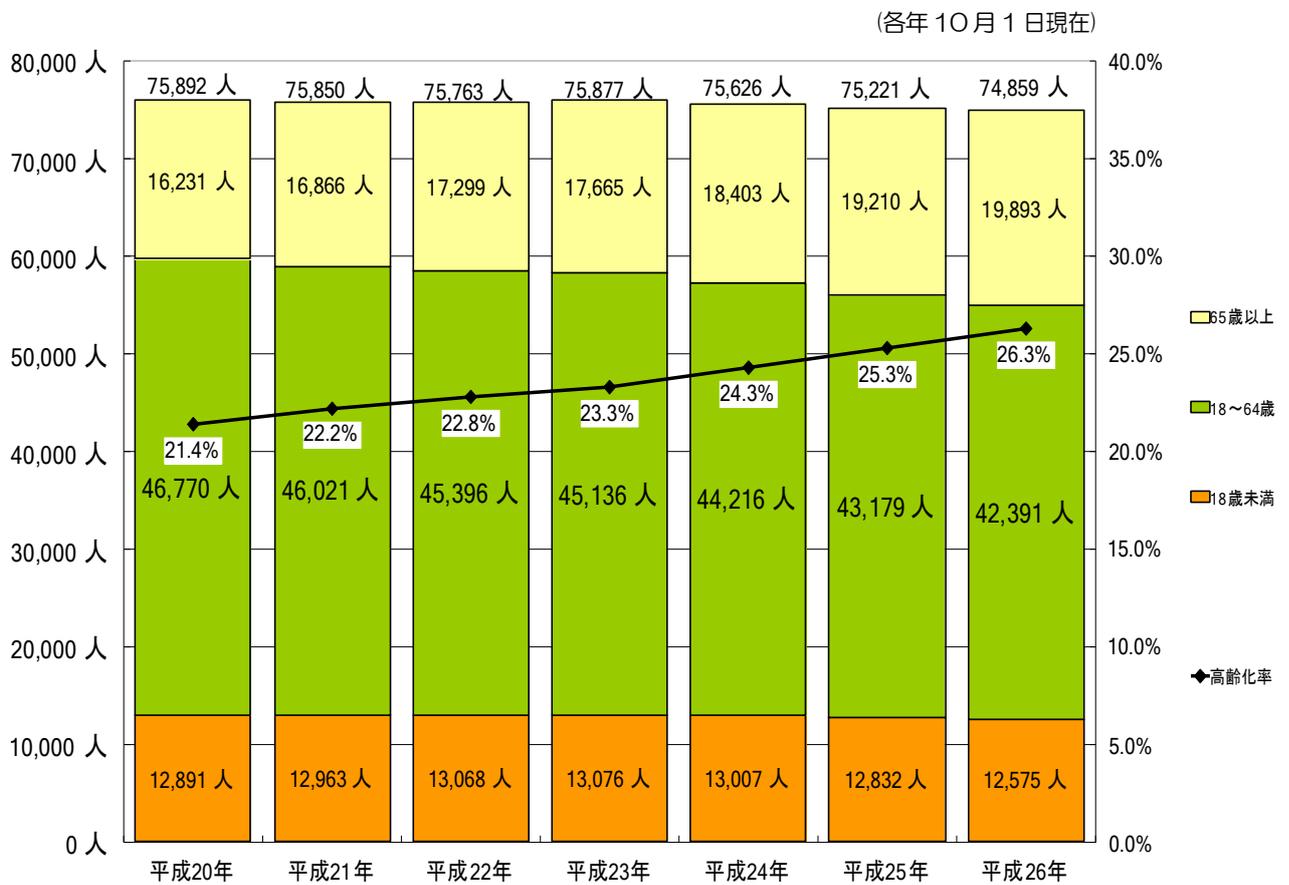


# 1 障害者（児）の現状

## 1 総人口の推移

本市の総人口は、平成23年まで横ばいに推移していましたが、平成24年から減少に転じています。

また、65歳以上の人口による高齢化率は、毎年増加し、平成26年10月時点では、総人口の約3.8人に1人が65歳以上となっています。

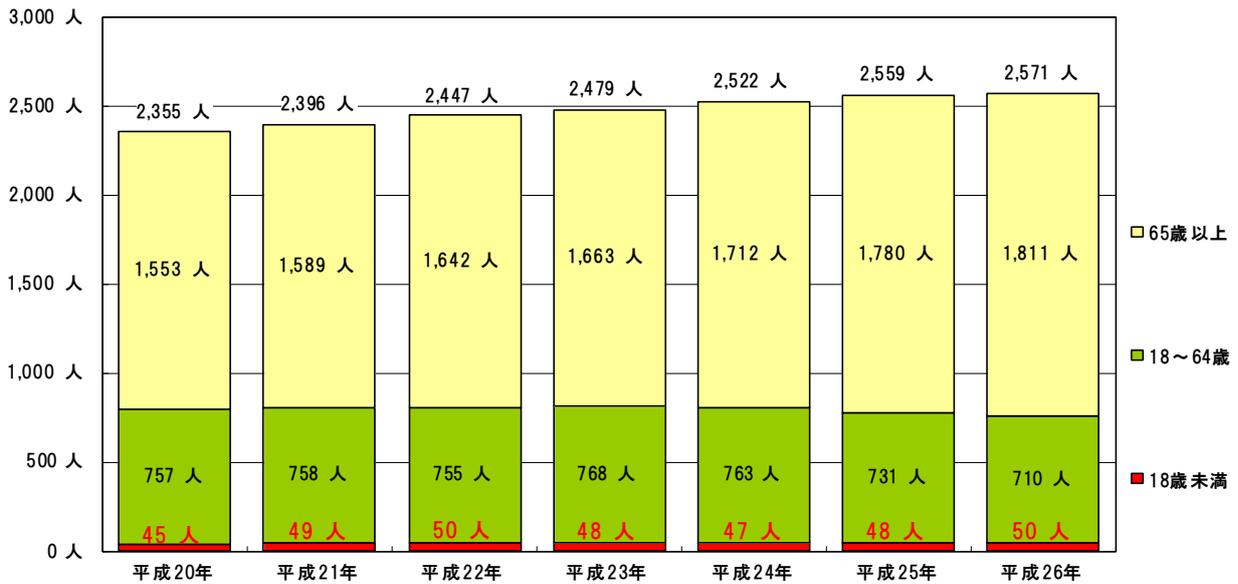


## 2 障害者（児）の推移

### ①身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は増加傾向にあり、平成20年の2,355人から平成26年には2,571人と216人の増加となっています。

(各年4月1日現在)

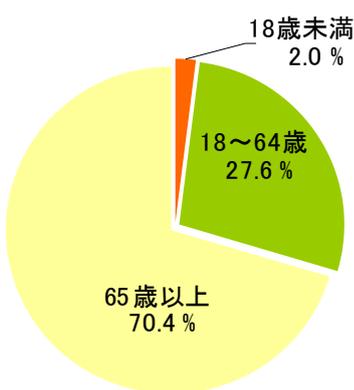


年齢階層別構成比では、平成26年において、65歳以上が全体の70.4%を占め、次いで18歳～64歳が27.6%、18歳未満が2%となっています。

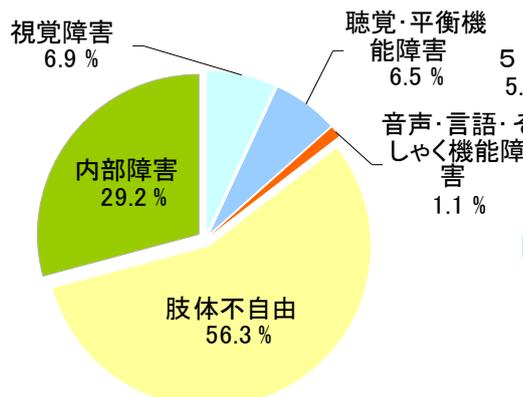
障害種別構成比では、肢体不自由が全体の56.3%を占め、次いで、内部障害が29.2%、視覚障害が6.9%、聴覚・平衡機能障害が6.5%、音声・言語・そしゃく機能障害が1.1%となっています。

障害程度別構成比では、1級が全体の27.1%と最も多く、次いで、3級が25.5%、4級が22.8%、2級が15.2%、5級が5.2%、6級が4.2%となっています。

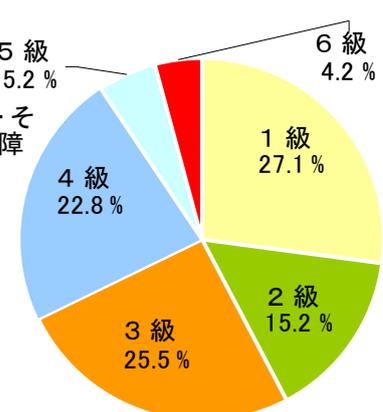
【年齢階層別】



【障害種別】



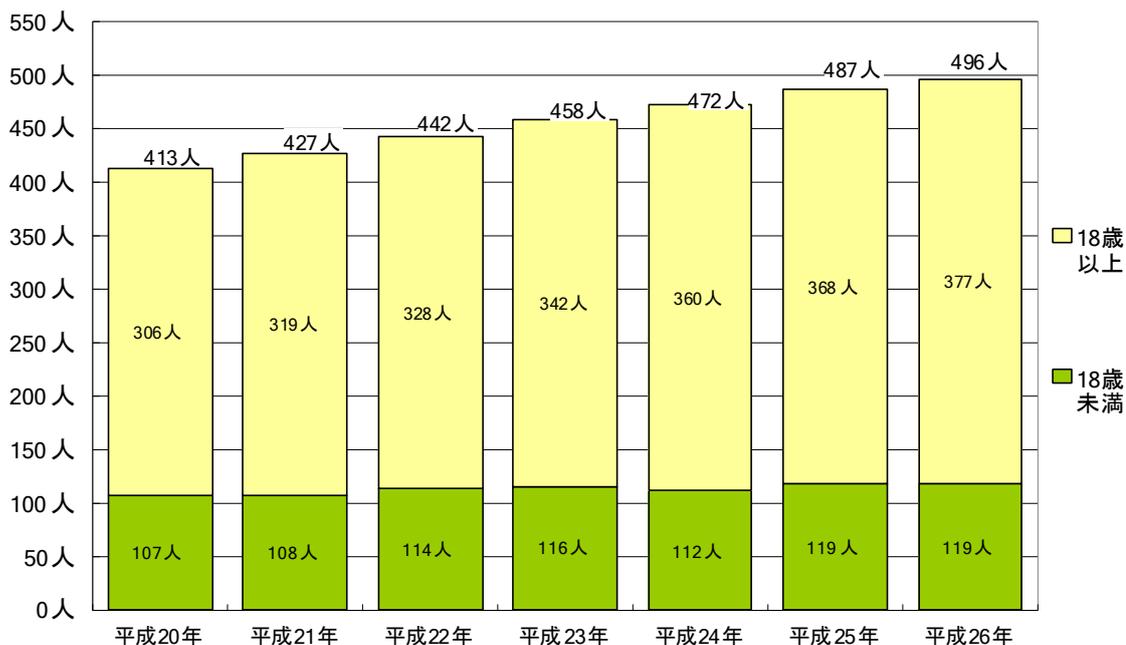
【障害程度別】



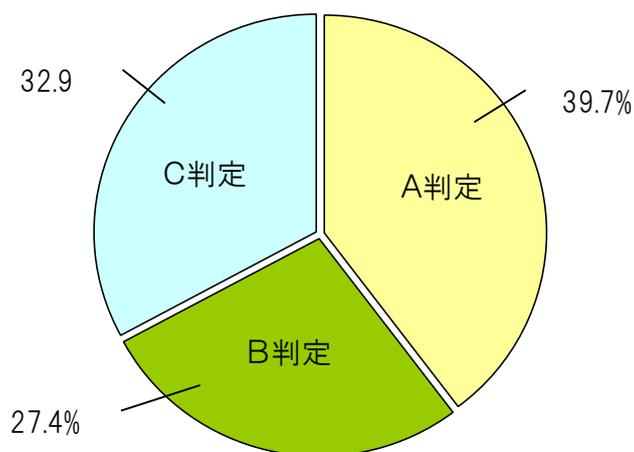
②療育手帳所持者

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成20年の413人から平成26年では496人と83人の増加となっています。また、年齢階層別の比較では、18歳未満で107人から119人と12人の増加、18歳以上で306人から377人と71人の増加となっています。

(各年4月1日現在)

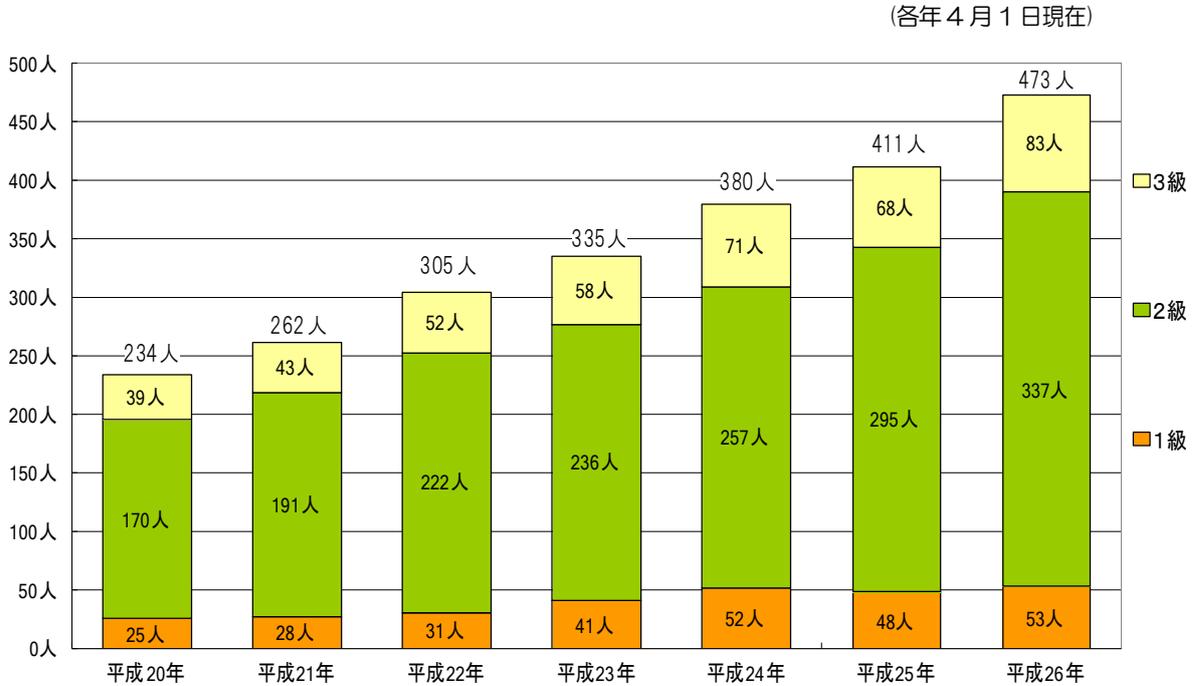


障害程度別構成比では、A判定が39.7%、次いで、C判定が32.9%、B判定が27.4%となっています。



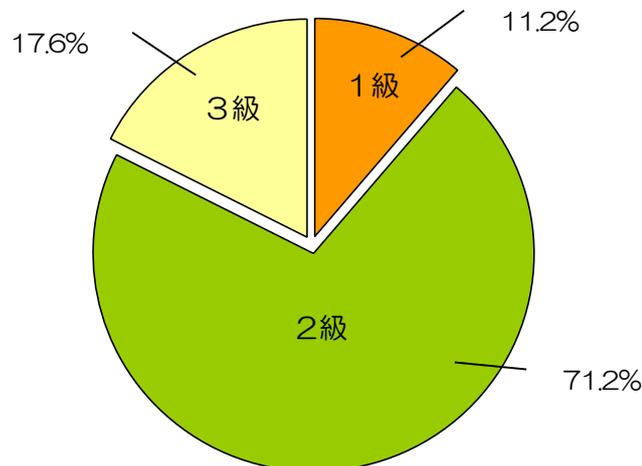
③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成20年の234人から平成26年では473人と倍増しています。障害程度別でも同様に、1級が25人から53人、2級が170人から337人、3級が39人から83人と、いずれもほぼ同じ比率で増加しています。



江南保健所が把握している精神疾患患者数の伸びが約3割であることと比較して極めて大きな増加率となっています。これは、ストレス社会による影響を大きく反映するとともに、障害者総合支援法による三障害一元化や障害者基本法の改正（H23.8）に伴う周知がすすんでいることも影響しているものと思われます。

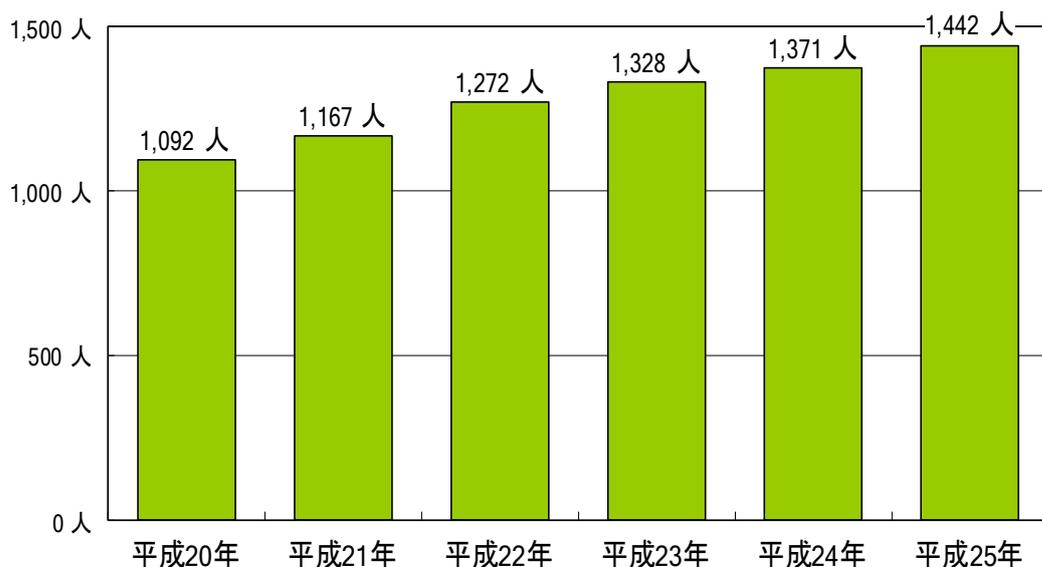
障害程度別構成比では、2級が71.2%と最も多く、次いで、3級が17.6%、1級が11.2%となっています。



## ④精神疾患患者

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）・医療保護入院届・警察官などの通報により愛知県江南保健所で把握している本市の精神疾患患者数は、平成20年の1,092人から平成25年の1,442人と350人、32%の増加となっています。

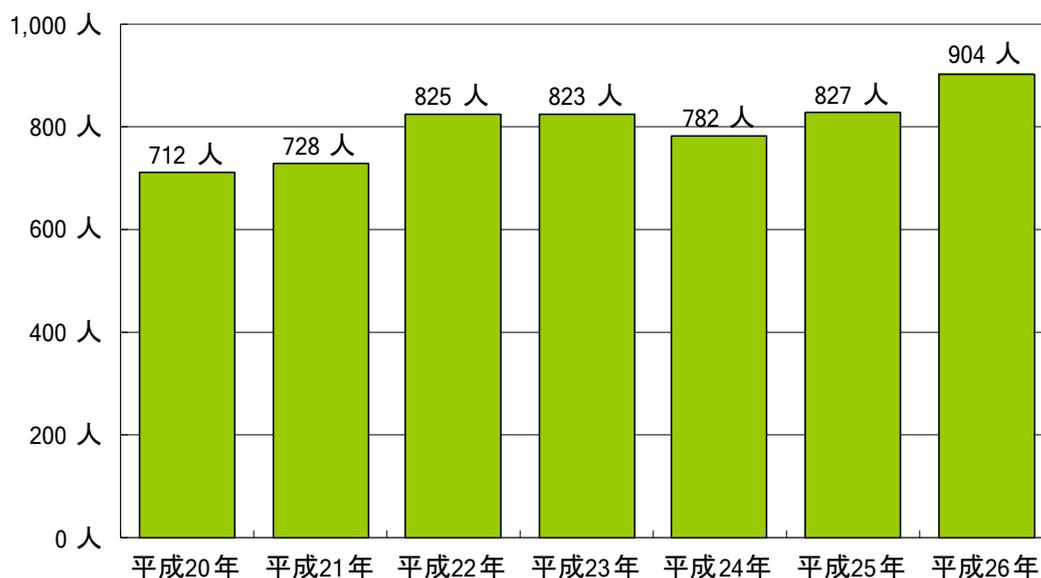
(各年12月31日現在)



## ⑤自立支援医療（精神通院）受給者

本市の自立支援医療（精神通院）受給者数は増加傾向にあり、平成20年の712人から平成26年の904人と192人、27%の増加となっています。

(各年4月1日現在)



## 2 療育・保育・教育の状況

### 1 早期療育の状況

こすもす園において、心身の発達に何らかの援助が必要な就学前の子どもの発達をうながすために、早期療育を実施しています。

通園児数は、平成20年度と平成25年度の登録者数の比較では、72人から117人と45人の増加となっています。

単位：人（各年度末現在）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
児童デイサービス	56	67	75	78	75	105
集団療育事業	16	11	14	15	11	12
計	72	78	89	93	86	117

資料：子ども未来課

### 2 統合保育の状況

子ども未来園での通常保育の中で、集団保育が可能な障害児について、個々の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで他の子どもとの生活を通して両者がともに健全な発達が図られるよう、統合保育を実施しています。

統合保育対象園児数は、平成20年度から平成25年度において、増減を繰り返しながら推移しています。

子ども未来園13園 単位：人

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
統合保育対象園児	25	20	30	31	39	25

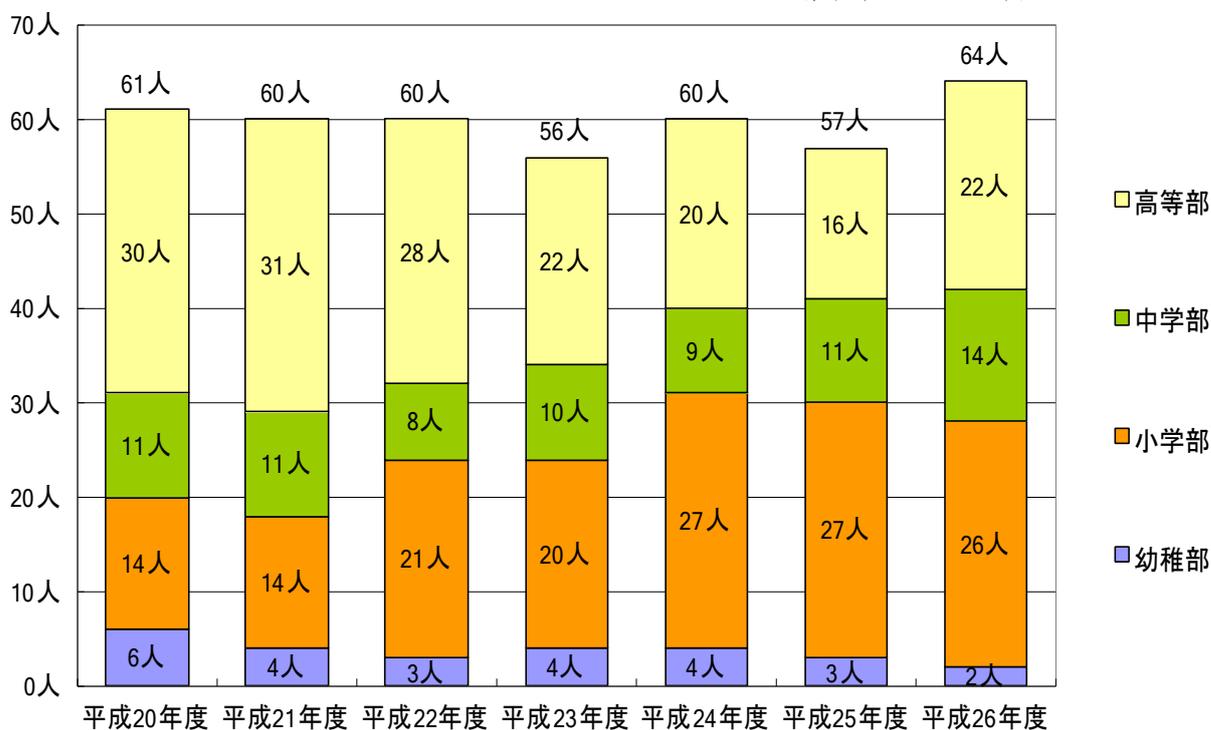
※年間対象園児数

資料：子ども未来課

### 3 特別支援学校の状況

平成26年度における特別支援学校の就学状況は、幼稚部2人、小学部26人、中学部14人、高等部22人となっています。

平成20年度と平成26年度の比較では、61人から64人と横ばいに推移していますが、就学区分では、幼稚部は減少傾向、小学部は増加傾向、中学部・高等部は横ばいとなっています。



第2章 障害のある人を取り巻く現状

平成26年度を学校別にみると、一宮東特別支援学校が31人と約半数を占めています。

単位：人（各年度5月1日現在）

区分	学校名	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		
聾学校	一宮聾学校	幼稚部	5	4	2	1	1	2	2	
		小学部	2	3	6	8	8	7	7	
		中学部	2	2	0	0	0	2	3	
		高等部	0	0	2	2	2	0	1	
		計	9	9	10	11	11	11	13	
特別 的 支 援 学 校 ( 障 害 )	一宮東特別 支援学校	小学部	6	5	6	6	10	12	12	
		中学部	7	6	6	6	6	5	6	
		高等部	22	23	21	16	11	10	13	
		計	35	34	33	28	27	27	31	
	春日台特別 支援学校	幼稚部	1	0	0	0	0	0	0	
		小学部	0	0	0	0	0	0	0	
		中学部	0	1	0	0	0	0	0	
		高等部	1	1	0	0	1	0	0	
	計	2	2	0	0	1	0	0		
	春日井高等特 別支援学校	高等部	3	2	1	1	2	2	3	
	半田特別支援 学校桃花校舎 (大府市)	高等部	0	0	0	0	1	1	0	
	特別 支 援 学 校 ( 肢 体 不 自 由 )	一宮特別支援 学校	幼稚部	0	0	1	3	3	1	0
		小牧特別支 援学校	小学部	5	6	8	6	7	8	7
中学部			2	2	2	3	3	4	4	
高等部			3	4	3	3	3	3	5	
計		10	12	13	12	13	15	16		
名古屋特別 支援学校		小学部	0	0	0	0	0	0	0	
		中学部	0	0	0	0	0	0	0	
		高等部	1	1	1	0	0	0	0	
計		1	1	1	0	0	0	0		
特別 病 弱 支 援 学 校 ( )		大府特別支 援学校	小学部	1	0	1	0	2	0	0
	中学部		0	0	0	1	0	0	1	
	高等部		0	0	0	0	0	0	0	
	計		1	0	1	1	2	0	1	
幼稚部計		6	4	3	4	4	3	2		
小学部計		14	14	21	20	27	27	26		
中学部計		11	11	8	10	9	11	14		
高等部計		30	31	28	22	20	16	22		
合計		61	60	60	56	60	57	64		

資料：愛知県教育委員会

## 4 特別支援学級の状況

犬山市立の小・中学校で特別支援学級を設置している小学校7校、中学校4校の在学者数は89人と、平成20年の調査時より22人増加しています。第3期計画時の平成23年と比較しても10人の増となっています。

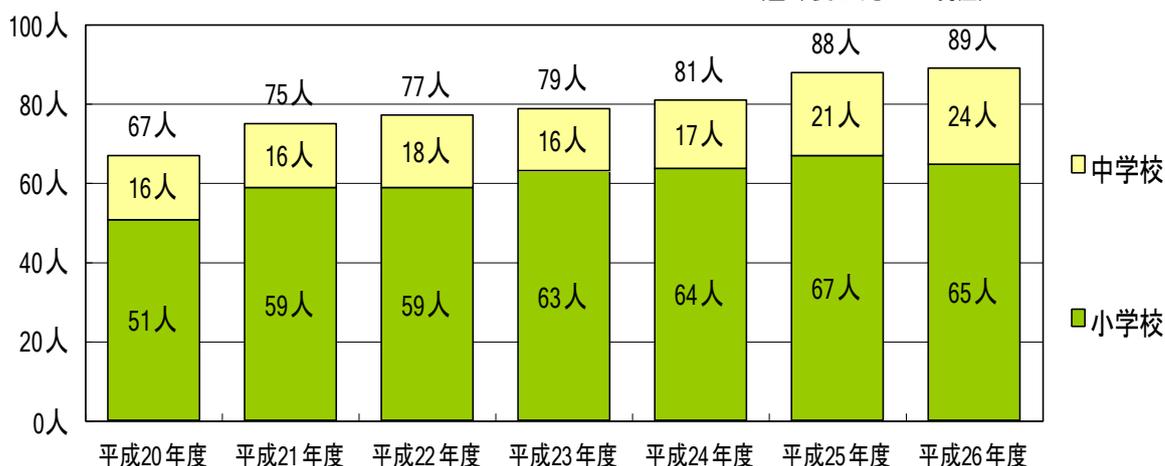
単位：校、人（平成26年5月1日現在）

区分	小学校		中学校		計	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数	学校数	在学者数
市立	7	65	4	24	11	89

資料：学校教育課

また、小・中学校の特別支援学級在学者数の平成20年度と平成26年度の比較では、小学校が51人から65人と14人の増、中学校が16人から24人と8人の増加となっています。

（各年度5月1日現在）



資料：学校教育課

障害区別では、第3期計画時の平成23年と比較すると、情緒障害が小学校で2人、中学校で6人の計8人の増加となっています。

単位：級、人（平成26年5月1日現在）

区分	小学校		中学校		計	
	学級数	在学者数	学級数	在学者数	学級数	在学者数
知的障害	8	32 (34)	4	12 (10)	12	44 (44)
肢体不自由	1	2	0	0	1	2
病弱・身体虚弱	0	0	0	0	0	0
弱視	0	0	0	0	0	0
難聴	0	0	0	0	0	0
言語障害	0	0	0	0	0	0
情緒障害	8	31 (29)	3	12 (6)	11	43 (35)
計	17	65 (63)	7	24 (16)	24	89 (79)

資料：学校教育課

※( )の数字は、第3期計画(平成23年)時の数値です。

### 3 雇用・就業の状況

#### 1 一般企業における障害者雇用の状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が2.0%（法定雇用率）以上になるよう義務付けられています。（障害者雇用率制度）

また、法定雇用率を下回っている事業主から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報償金、また、障害者を労働者として雇用するにあたっての施設・設備の整備、雇用管理のための職場介助者の配置等に係る各種助成金を支給しています。（障害者雇用納付金制度）

犬山市公共職業安定所（ハローワーク犬山）管内の民間企業における障害者雇用状況は、実雇用率は1.59%で、全国、愛知県より低い雇用率となっています。

単位：％（平成26年6月1日現在）

区分	犬山公共職業安定所管内		愛知県		全国	
	実雇用率	達成企業の割合	実雇用率	達成企業の割合	実雇用率	達成企業の割合
56人～99人	1.29	50.0	1.29	42.6	1.49	44.1
100人～299人	1.45	47.8	1.45	42.0	1.58	45.9
300人～499人	1.29	33.3	1.64	38.1	1.76	42.5
500人～999人	1.36	0.0	1.72	31.8	1.83	41.7
1,000人以上	1.89	50.0	2.03	54.3	2.05	49.5
計	1.59	45.9	1.74	41.9	1.82	44.7

資料：犬山公共職業安定所



## 2

## 公共職業安定所に登録している障害者の状況

犬山公共職業安定所に登録している障害者の状況をみると、平成25年度における新規求職申込数は、身体障害者が128人、知的障害者が47人、精神障害者が156人となっています。

就業中の障害者の数は、すべての障害で増加しており、中でも精神障害者の増加が大きくなっています。

単位：人（各年度末現在）

区分	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
新規求職申込数	132	33	71	141	51	77	121	38	97	135	39	113	144	51	131	128	47	156
就職件数	52	14	15	36	16	16	56	12	26	47	23	59	51	30	69	51	18	69
新規登録者数	70	12	54	83	19	55	62	15	61	62	17	50	68	13	69	66	13	71
有効求職数	145	52	86	178	63	107	146	54	106	130	45	90	159	34	94	140	37	114
就業中の者	395	237	31	387	243	47	415	260	67	443	290	114	464	309	167	471	323	188
保留中の者	43	11	19	36	7	18	68	17	42	54	12	32	33	15	28	81	12	42

※犬山公共職業安定所管轄区域全体の統計であり、本市のみの統計ではありません。

資料：犬山公共職業安定所

平成25年度末の障害別の登録者数は、身体障害者が692人、知的障害者が372人、精神障害者が344人の計1,408人となっています。また、就業者数は、身体障害者が471人、知的障害者が323人、精神障害者が188人の計982人と登録者の約7割となっています。

（平成26年3月31日現在）

区分	障害別	登録者数		有効求職数		就業中		保留中	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
身体障害者	視覚	47	3.3%	9	3.1%	32	3.3%	6	4.4%
	聴覚・言語等	88	6.3%	12	4.1%	68	6.9%	8	5.9%
	上肢	127	9.0%	24	8.2%	85	8.7%	18	13.3%
	下肢	165	11.7%	40	13.7%	105	10.7%	20	14.8%
	体幹	61	4.3%	8	2.7%	48	4.9%	5	3.7%
	脳病変	14	1.0%	1	0.3%	11	1.1%	2	1.5%
	内部疾患	190	13.5%	46	15.8%	122	12.4%	22	16.3%
小計	692	49.2%	140	48.1%	471	48.0%	81	60.0%	
知的障害者	372	26.4%	37	12.7%	323	32.9%	12	8.9%	
精神障害者他	344	24.4%	114	39.2%	188	19.1%	42	31.1%	
合計	1,408	100.0%	291	100.0%	982	100.0%	135	100.0%	

※犬山公共職業安定所管轄区域全体の統計であり、本市のみの統計ではありません。

資料：犬山公共職業安定所

## 4

## 施設の利用状況

## 1

## 入所・通所施設等の状況

入所施設の平成25年度の施設利用状況は、施設入所支援が65人、療養介護が7人となっています。

単位：人

区分	施設名	所在地	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設入所支援	水平館	犬山市	26	30	28
	ひかり学園	犬山市	11	11	11
	夢の家	春日井市	3	3	3
	春日苑	春日井市	4	3	4
	ふじの木園	江南市	1	1	1
	ハートランド小牧の杜	小牧市	3	3	3
	愛知県心身障害者コロニー はるひ台学園	春日井市		2	
	養和荘	春日井市	2	1	1
	第2養和荘	春日井市		1	1
	光和寮	名古屋市	1	1	1
	愛厚はなのきの里 (旧：愛知県はなのき寮)	稲沢市	2	2	2
	名古屋市総合リハビリテーション センター	名古屋市	1		1
	愛厚半田の里 (旧：愛知県半田更生園)	半田市	3	3	3
	豊橋ちぎり寮	豊橋市	1	1	1
	自由の杜	豊橋市	1	1	1
	愛厚希全の里 (旧：愛知県希全センター)	豊川市	1	1	1
	小原寮	豊田市	2	1	1
	第二あゆみの家	岐阜県垂井町	1	1	1
	ライフトレーニングセンター (旧：光道園)	福井県鯖江市	1	1	1
	計		64	67	65
療養介護	愛知県コロニーこぼと学園	春日井市		3	3
	青い鳥医療センター	名古屋市		1	1
	鈴鹿病院	三重県		1	1
	静岡てんかん・神経センター	静岡県		1	1
	天竜病院	静岡県		1	1
計		0	7	7	
合計		64	74	72	

※各年度3月中の月間利用者数

障害福祉サービスの通所による平成25年度の施設利用状況は、生活介護が98人、自立訓練（機能訓練・生活訓練）が6人、就労移行支援が4人、就労継続A型が44人、就労継続B型118人となっています。

単位：人

区分	施設名	所在地	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生活介護	ひびき作業所	犬山市	9	18	20
	水平館	犬山市		1	30
	ひかり学園	犬山市	1	1	12
	くるみの里	江南市	1	1	1
	たんぽぽ	丹羽郡扶桑町	1	1	1
	ハートランド小牧の杜	小牧市	6	7	10
	夢の家	春日井市			3
	春日苑	春日井市			4
	ふじの木園	江南市			1
	養和荘	春日井市			1
	第2養和荘	春日井市			1
	ペガサス	小牧市			1
	WILL	名古屋市	1	1	1
	愛厚半田の里 (旧：愛知県半田更生園)	半田市	2	3	3
	愛厚はなのきの里 (旧：愛知県はなのき寮)	稲沢市			2
	豊橋ちぎり寮	豊橋市			1
	自由の杜	豊橋市			1
	愛厚希全の里 (旧：愛知県希全センター)	豊川市			1
	小原寮	豊田市			1
	TUTTI	名古屋市	1	1	1
第二あゆみの家	岐阜県垂井町			1	
ライフトレーニングセンター (旧：光道園)	福井県鯖江市			1	
計			22	34	98
自立訓練 (機能訓練)	名古屋市総合リハビリテーションセンター	名古屋市	1	1	2
計			1	1	2
自立訓練 (生活訓練)	来果	犬山市		6	4
	あんしん	名古屋市		1	
計			0	7	4
就労移行 支援	くるみの里	江南市	1	1	
	名古屋市総合リハビリテーションセンター	名古屋市	1		1
	ご縁	名古屋市	1		
	ウイングル名古屋金山センター	名古屋市		1	
	ウイングル丸の内名古屋センター	名古屋市		1	
	ウイングル名古屋千種センター	名古屋市			1
	就労移行支援センター C.O.College	名古屋市		1	1
	あすの	各務原市			1
計			3	4	4

単位：人

区分	施設名	所在地	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就労継続 支援A型	株式会社元氣べんとう	犬山市	10	18	15
	株式会社DAIファーム	犬山市	4	5	6
	総合ライフコンサルタント	岩倉市		1	2
	ハンドメイド	岩倉市			2
	Link	小牧市	7	4	5
	ドリフ	小牧市			3
	セントラルキッチンかすがい	春日井市	1	1	1
	資源回収みなみ	名古屋市	1	1	
	港ワークキャンパス	名古屋市	1		
	ショコラ	名古屋市	1		
	まっくびーの丘	名古屋市			1
	ルミエール	岐阜県各務原市		2	
	ブルメリア	岐阜県各務原市		2	3
	ハッピーライクス	岐阜県各務原市			1
	OKあぐり	岐阜県各務原市		2	5
計			25	36	44
就労継続 支援B型	ひびき作業所	犬山市	41	35	33
	サンワークス	犬山市	44	44	44
	来果	犬山市		11	8
	就労継続支援B型事業所 スマイルファクトリー	犬山市		6	7
	さくらワーク	岩倉市		2	1
	しらゆり・ワーク	江南市	4	8	6
	セントラルキッチンかすがい	春日井市	2	2	2
	かきつばた	春日井市	1	1	1
	聴覚・ろう重複センター桃	春日井市	5	5	5
	アザレア作業所	小牧市	1		
	くるみのお店	江南市			1
	ハートフル大口	丹羽郡大口町	2	1	1
	光和寮	名古屋市	1	1	1
	ひらめき2%	知多郡阿久比町	1	1	1
	WACケアステーション	豊橋市	1	1	1
	就労支援事業 くじら食堂	稲沢市		1	1
	ワークハウスみかんやま	名古屋市		1	1
	愛厚半田の里 (旧：愛知県半田更生園)	半田市			3
	第一 You en	海部郡蟹江町		1	1
	計			103	121
合計			154	203	270

※各年度3月中の月間利用者数

## 2 その他の施設利用状況

その他の施設の平成25年度の施設利用状況は、心身障害者更生施設が1箇所  
8人、地域活動支援センターが4箇所  
で80人となっています。

単位：人

区分	施設名	所在地	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
心身障害者更生施設 (重症心身障害者)	犬山市心身障害者更生施設 いぶき	犬山市	6	8	7	7	8	8
地域活動支援センター (障害者)	犬山市身体障害者活動センターふれんど	犬山市	37	40	38	35	43	37
	希楽里	犬山市	42	30	38	28	40	36
	ハートフル大口	丹羽郡大口町	3	4	5	4	5	6
	小牧市社会福祉協議会	小牧市						1
	ハートランド小牧の社	小牧市	4	5	4			
	聴覚・ろう重複センター桃	春日井市	2	5	5			
	つみき福祉工房	半田市		1	1			
	計		88	85	91	67	88	80
合計		94	93	98	74	96	88	

※各年度3月中の月間利用者数

児童の通所による平成25年度の施設利用状況は、167人となっています。

単位：人

区分	施設名	所在地	平成24年度	平成25年度
児童発達支援	こすもす園	犬山市	55	81
	発達支援室 ライトハウス	丹羽郡大口町	2	
	発達支援室つくしん房	丹羽郡大口町	4	2
	発達支援室てんとうむし	丹羽郡大口町	1	1
	発達支援室ふきの塔	丹羽郡大口町		2
	児童発達支援のうさぎ	江南市		1
	にじいろたまご	稲沢市		1
	計		62	88
医療型児童発達支援	愛知県青い鳥医療福祉センター	名古屋市		1
放課後等デイサービス	指定放課後等デイサービス事業所 ハッジバッジ	犬山市	10	27
	児童デイサービス パンビ	犬山市	13	12
	指定放課後等デイサービス事業所 トゥインクル	犬山市		15
	児童デイサービスおりーぶおりーぶ	江南市	1	1
	さん・さん江南	江南市	1	2
	SASUQUEHANNA 江南	江南市	1	
	児童発達支援のうさぎ	江南市		1
	発達支援室 ライトハウス	丹羽郡大口町	2	
	発達支援室ふきの塔	丹羽郡大口町		2
	発達支援室てんとうむし	丹羽郡大口町	1	2
	SASUQUEHANNA 扶桑	丹羽郡扶桑町		2
	NCP あいあい	春日井市	1	1
	とまとのプール	小牧市	5	6
	児童デイサービス クッキー	小牧市	3	3
	ハートピアランド小牧の社	小牧市		1
	いろは	小牧市		1
	マーシーサービス	一宮市		1
	さん・さん時之島	一宮市	1	
	たけっこ	二宮市	3	
	マーシーサービス 可児	可児市	1	1
計		43	78	
合計		105	167	

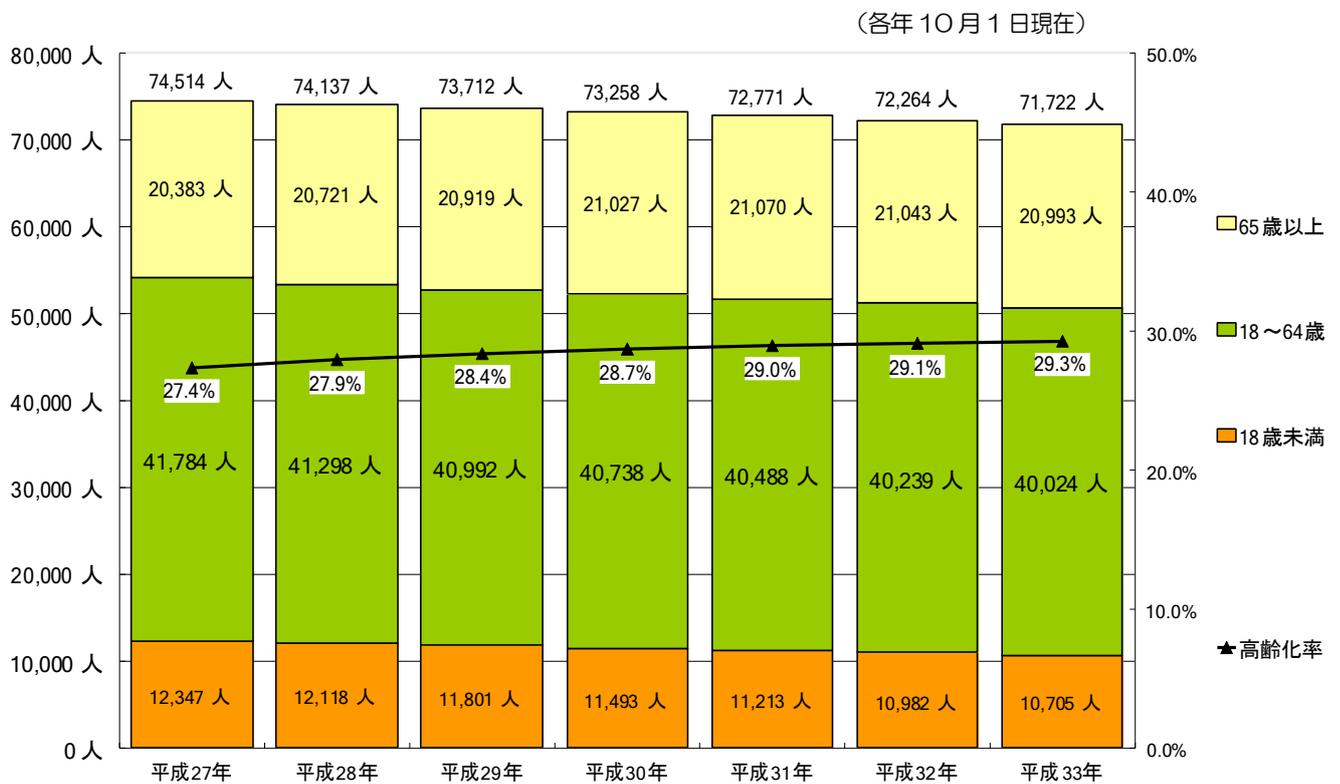
※各年度3月中の月間利用者数

## 5 障害者数の推計

### 1 総人口の推計

総人口は、平成22年から平成26年までの住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基に、コーホート変化率法<sup>(※)</sup>により推計しました。

本市の将来人口は緩やかに減少し、平成33年には71,722人となると推測され、また、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の上昇が見込まれます。



## 2 総障害者数の推計

総人口の推計を踏まえ、障害者数及び出現率を基に、本市の障害者数を推計しました。

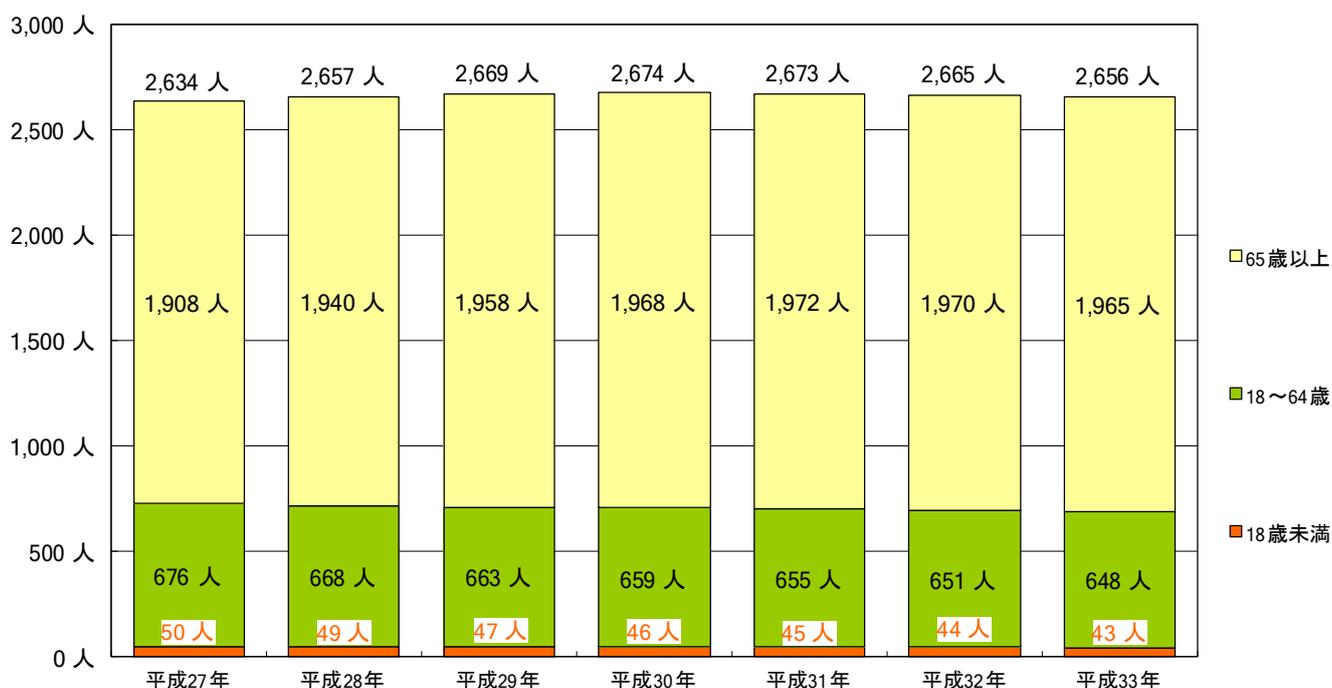
### ①身体障害者手帳所持者数の推計

本市の身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移し、平成33年には2,656人となると見込まれます。

単位：人（各年10月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
18歳未満	50	49	47	46	45	44	43
18～64歳	676	668	663	659	655	651	648
65歳以上	1,908	1,940	1,958	1,968	1,972	1,970	1,965
計	2,634	2,657	2,669	2,674	2,673	2,665	2,656

※平成25年と平成26年の身体障害者手帳所持者数（各年10月1日現在）の年齢階層別の2か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。



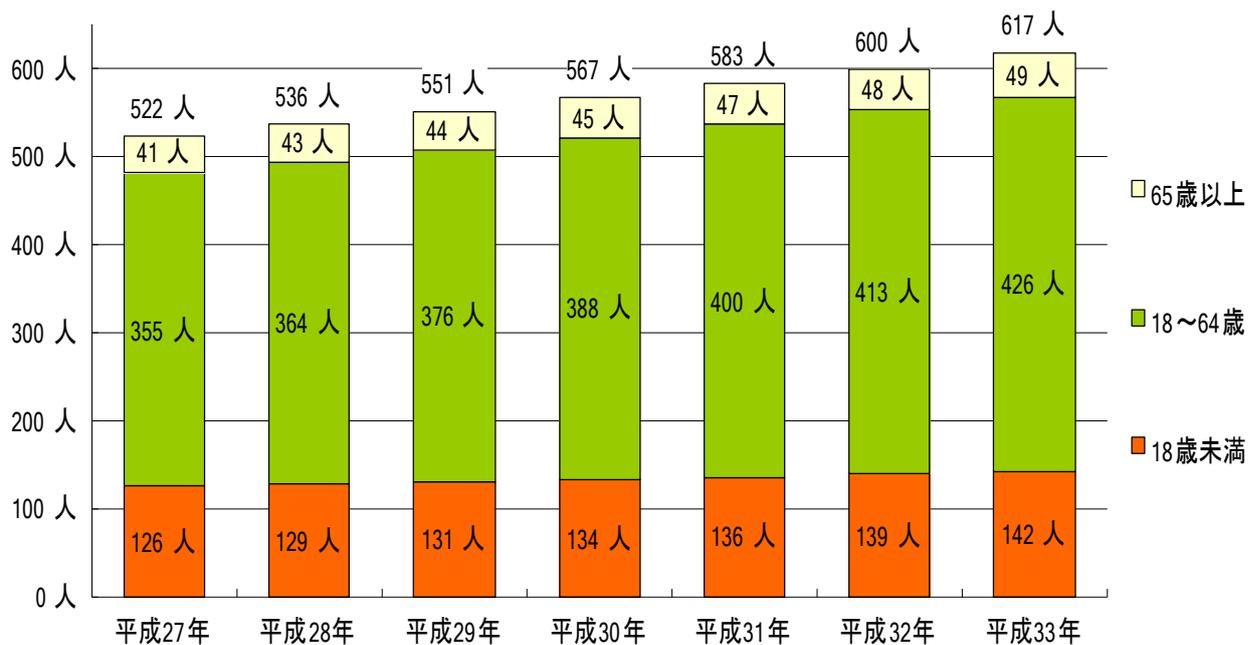
②療育手帳所持者数の推計

本市の療育手帳所持者数は緩やかに増加し、平成33年には617人となると見込まれます。

単位：人（各年10月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
18歳未満	126	129	131	134	136	139	142
18～64歳	355	364	376	388	400	413	426
65歳以上	41	43	44	45	47	48	49
計	522	536	551	567	583	600	617

※平成24年から平成26年の療育手帳所持者数（各年10月1日現在）の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。



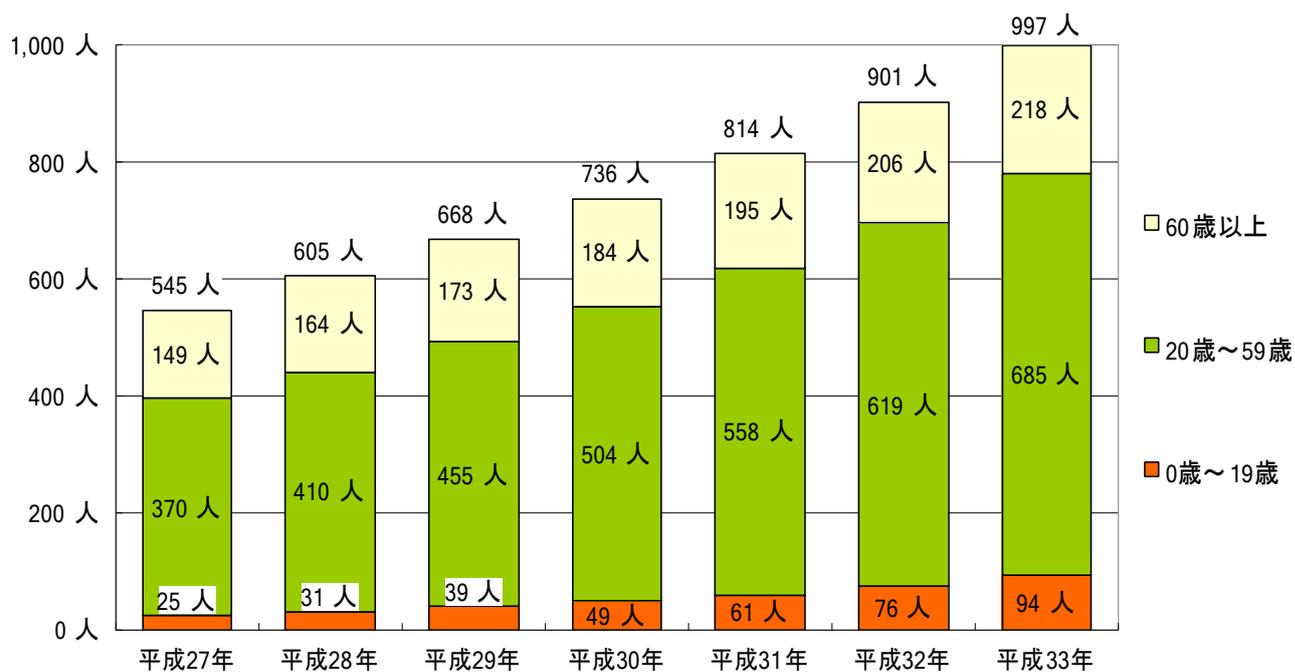
③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加し、平成33年には997人となると見込まれます。

単位：人（各年10月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
0歳～19歳	25	31	39	49	61	76	94
20歳～59歳	370	410	455	504	558	619	685
60歳以上	149	164	173	184	195	206	218
計	545	605	668	736	814	901	997

※平成24年から平成26年の療育手帳所持者数（各年10月1日現在）の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。





## 第3章 障害福祉サービス等の数値目標



# 1 第3期（平成26年度末）目標達成状況

第3期では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成26年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定しました。

なお、平成26年度末の状況については平成26年9月末実績からの見込みです。

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市における平成26年度末の施設入所者数は60人で、地域生活移行者数は14人と見込みます。

施設入所者数は、基準日(平成17年10月1日)の56人に対し、平成26年度末見込者数は60人で4人増となる見込みです。

また、地域生活移行者数は、基準日からの平成26年度末見込者数は14人で目標値20人には届かない見込みです。

【第3期までの基本指針に定める数値目標の実績】

区 分		数 値 目 標	実 績			備 考
			第3期			
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
入所施設の 入所者の地 域生活への 移行	平成17年10月1日時点の施設入所者数	56人				平成17年10月1日時点の施設入所者数
	【目標値】 平成26年度末の施設入所者	55人	—	—	60人	平成26年度末時点での入所者数 (未達成割合8.34%)
	【目標値】 平成26年度末の削減見込	1人	—	—	-4人	平成17年10月1日から平成26年度末時点の差し引き減少者数
	【目標値】 平成26年度末までの地域生活移行者数	20人	1人	0人	3人	施設入所からGH, CH等へ地域移行した人の数
			合計 14人 (平成23年度までの実績合計10人含む)			平成18年度～平成23年度実績 合計10人 (未達成割合10.71%)

※各年度実績、平成26年度は実績も見込み

## 2 福祉施設から一般就労への移行等

本市における平成 26 年度末の一般就労移行者数は 2 人、就労移行支援事業利用者数は 5 人、就労継続支援 (A 型) 事業の利用者は 47 人で割合は 28.7%と見込みます。

一般就労移行者数は、基準日 (平成 17 年度) の 1 人に対して、平成 26 年度末見込者数は 2 人で目標値 4 人には届かない見込みです。

就労移行支援事業利用者数は、目標値 4 人を上回り平成 26 年度末見込者数は 5 人となる見込みです。

就労継続支援 (A 型) 事業の利用者数は、目標値 23 人を大きく上回り平成 26 年度末見込者数は 47 人となる見込みです。

### 【第 3 期までの基本指針に定める数値目標の実績】

項目	数 値	実績			考え方	
		第 3 期				
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
福祉施設から一般就労への移行	平成 17 年度の一般就労移行者数	1 人			—	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
	【目標値】平成 26 年度末の目標年度の一般就労移行者数	4 人 (4.0 倍)	4 人	5 人	2 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
就労移行支援事業の利用者数	平成 26 年度末の福祉施設利用者数	263 人	259 人	269 人	270 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する人の数
	【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	4 人 (1.5%)	3 人	4 人	5 人	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
就労継続支援 (A 型) 事業の利用者の割合	平成 26 年度末の就労継続支援 (A 型) 事業の利用者数 (①)	23 人	35 人	43 人	47 人	平成 26 年度末において就労継続支援 (A 型) 事業を利用する人の数
	平成 26 年度末の就労継続支援 (B 型) 事業の利用者数	138 人	123 人	117 人	117 人	平成 26 年度末において就労継続支援 (B 型) 事業を利用する人の数
	平成 26 年度末の就労継続支援 (A 型 + B 型) 事業の利用者数 (②)	161 人	158 人	160 人	164 人	平成 26 年度末において就労継続支援 (A 型 + B 型) 事業を利用する人の数
	【目標値】目標年度の就労継続支援 (A 型) 事業の利用者の割合 ① / ②	14.3%	22.2%	26.9%	28.7%	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する人のうち、就労継続支援 (A 型) 事業を利用する人の割合

※各年度実績、平成 26 年度は実績見込み

## 2

## 平成29年度の目標設定

本計画において必要なサービスの量を見込むにあたり、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

なお、本計画から新たな目標として「地域生活支援拠点等」の整備が掲げられました。

数値目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、これまでの取り組みをさらに推進するものとなるよう、実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅に移行する人の数を見込み、平成29年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

## ● 考え方 ●

地域生活移行の推進にあたり、実情に則した目標数値とするため、地域生活移行者数は、現施設入所者のうち移行が可能である人の調査及び地域生活を営むためのグループホームの整備予定の調査結果に基づき、見込みます。

また、当該目標値の設定に当たり、第3期障害福祉計画で定めた目標の達成見込状況を踏まえ、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する人及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合を目標値として設定します。

## 《国の基本指針》

地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

## ● 数値目標 ●

区 分	数 値	考 え 方
平成25年度末時点の施設入所者数(A)	65人	平成25年度末施設入所者数
目標年度入所者数(B)	57人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込(A-B)	8人 (4% + 8.34%) 目標割合 未達成割合	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	15人 (12% + 10.71%) 目標割合 未達成割合	施設入所からグループホーム等へ移行する人の数

## 2 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針において、本計画で、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を推進するため、「地域生活支援拠点等」の整備が位置づけられています。

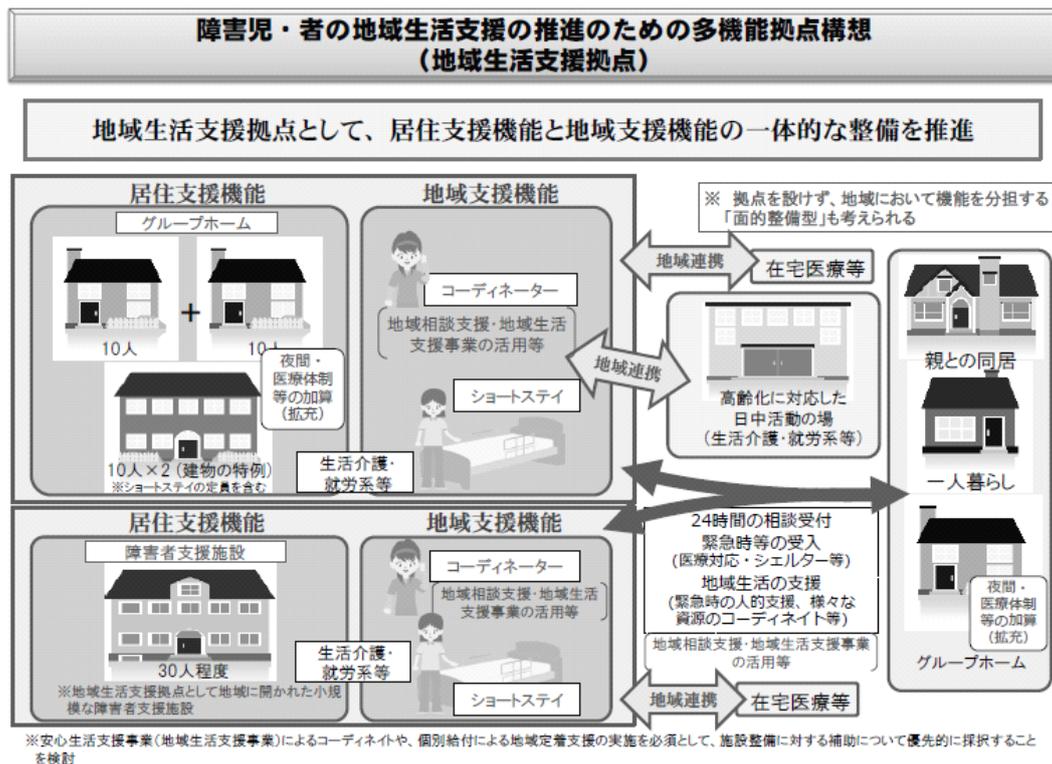
今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくか、圏域での設置も視野に入れながら、自立支援協議会などを用いて関係機関が参画して検討していきます。

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
  - ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
  - ・緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
  - ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
  - ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）
- ・多機能拠点型：上記の機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加する拠点の整備
  - ・面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備

### ● 数値目標 ●

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	市または圏域内で1箇所以上整備

(国の示しているイメージ図)



### 3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通して、平成29年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

#### ● 考え方 ●

一般就労移行者数の設定にあたっては、福祉施設の利用者のうち一般就労が可能と見込まれる人と、実績を踏まえ見込みます。

就労移行支援事業は、近隣に当該サービス事業所が開所したことにより、利用実績が平成24年度4人、平成25年度4人、平成26年9月6人と増加しています。特別支援学校卒業予定者、実績と施設整備予定を踏まえ、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者は、平成25年度末時点の利用者4人の2.2倍の9人を目標値として設定します。

市内就労移行支援事業所の就労移行率について、平成26年度9月現在、市内には就労移行支援事業所がありませんが、平成27年度に新規事業所が1ヶ所開設予定のため、国の基本指針の就労移行率3割以上には達しませんが、実情に即した目標数値とするため、平成29年度末就労移行率を2割と見込みます。なお、基本指針には就労移行率3割以上の事業所を市内事業所全体の5割以上とありますが、新規事業所1ヶ所の予定のため目標値は設定しません。

#### 《国の基本指針》

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

#### ● 数値目標 ●

項目		数値	考え方
福祉施設から一般就労への移行	平成24年度の一般就労移行者数	4人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
	【目標値】目標年度の一般就労移行者数	8人 (2.0倍)	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
就労移行支援事業の利用者数	平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	4人	平成25年度末の就労移行支援事業の利用者の数
	【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数	9人 (2.2倍)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
就労移行支援事業所の就労移行率	【目標値】目標年度の市内就労移行支援事業所の就労移行率	2割	平成29年度末における市内就労移行事業所の就労移行率

## 3

## 障害福祉サービスの 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込み、必要な見込量の確保のための方策を定めます。

### 1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

#### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

- 居宅において、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### ② 重度訪問介護

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護を要する人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事などの介護、家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

#### ③ 同行援護

- 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事などの介護その他の外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

#### ④ 行動援護

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

- 常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

## ● 利用状況と課題 ●

過去3年間の利用状況は、居宅介護、同行援護、行動援護の利用があります。

今後は、障害者の増加や、施設入所から在宅に移行する人など利用者及び利用量の増加を見込みます。

利用量の増加に応じ、サービスを不足なく提供できるよう、サービス提供体制の整備を進め、自宅などの地域生活への移行を支えていくことが必要です。

サービス	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護(ホームヘルプ)	見込量	840時間	980時間	1,120時間
	実績値	455時間	560時間	635時間
	見込量	42人	49人	56人
	実績値	51人	40人	38人
重度訪問介護	見込量	183時間	365時間	365時間
	実績値	0時間	0時間	0時間
	見込量	1人	2人	2人
	実績値	0人	0人	0人
同行援護	見込量	195時間	210時間	225時間
	実績値	201時間	140時間	165時間
	見込量	13人	14人	15人
	実績値	13人	9人	11人
行動援護	見込量	30時間	30時間	30時間
	実績値	0時間	3時間	0時間
	見込量	1人	1人	1人
	実績値	0人	1人	0人
重度障害者等包括支援	見込量	0時間	0時間	0時間
	実績値	0時間	0時間	0時間
	見込量	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人

※各年度3月利用実績、平成26年度は9月利用実績

## ● 実施に関する考え方 ●

障害者の増加や、施設入所者の地域生活への移行により、今後ともサービスの利用が増加すると見込みます。

## 【居宅介護（ホームヘルプ）】

障害者の増加、施設入所者の地域生活移行による新たな利用と、現利用者の利用時間の増加を推計して見込みます。

## 【重度訪問介護】

対象となる重度障害者の状況を勘案し、障害者の増加や施設入所者の地域生活移行による新規利用者をそれぞれ見込みます。

## 【同行援護】

現利用者の利用時間の増加を見込みます。

## 【行動援護】

現利用者の利用時間の増加を見込みます。

## 【重度障害者等包括支援】

過去及び現在に利用者は無く、今後利用の見込みがないため、引き続き0人とします。

《国の基本指針》

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

## ● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護（ホームヘルプ）	840 時間	860 時間	880 時間
	42 人	43 人	44 人
重度訪問介護	183 時間	366 時間	366 時間
	1 人	2 人	2 人
同行援護	200 時間	200 時間	220 時間
	10 人	10 人	11 人
行動援護	25 時間	25 時間	25 時間
	1 人	1 人	1 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人

## ● 見込量の確保のための方策 ●

- 利用量の増加に応じ、不足なくサービスが提供できるよう、事業者のサービス提供への支援に努め、サービス提供体制の整備を進めます。
- 事業者の人材確保や資質向上のため、広報・啓発活動により障害への理解を促進します。
- 新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスを利用できるよう努めます。

## 2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）があります。

### ① 生活介護

- 常時介護などの支援が必要な人に、施設などにおいて、主に昼間に、入浴、排せつ及び食事などの介護、家事並びに生活に関する相談など日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための援助を行います。

### ② 自立訓練（機能訓練）

- 身体機能・生活能力の維持・向上のために一定の支援が必要な身体障害者に、施設において、理学療法、作業療法やリハビリテーション、生活に関する相談などを行います。

### ③ 自立訓練（生活訓練）

- 生活能力の維持・向上のために一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に、施設において、入浴、排せつ及び食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

### ④ 就労移行支援

- 就労を希望し、事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験など活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のための相談、その他の必要な支援を行います。

### ⑤ 就労継続支援（A型）

- 企業などでの就労が困難で、雇用契約に基づき事業所で継続的就労が可能な人に、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や支援を行います。

### ⑥ 就労継続支援（B型）

- 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動などの機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

### ⑦ 療養介護

- 障害者で医療と常時介護を要する人に、主に昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

### ⑧ 短期入所（福祉型・医療型）

- 介護者の疾病などにより、施設などへの短期間の入所を必要とする人に、短期間の入所において、夜間も含め、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

## ● 利用状況と課題 ●

過去3年間の利用状況は、生活介護、就労移行、就労継続支援（A型）が見込量を上回っており、特に就労継続支援（A型）が市内及び近隣に事業所が新設されたため、見込量を大きく上回っています。

短期入所については、利用者の状況によって利用量の増減があります。

その他のサービスについては、過去3年間の利用状況に大きな変動はありません。

サービス	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	見込量	1,700 人日分	1,800 人日分	1,860 人日分
	実績値	1,885 人日分	1,977 人日分	1,982 人日分
	見込量	85 人	90 人	93 人
	実績値	97 人	100 人	100 人
自立訓練(機能訓練)	見込量	20 人日分	20 人日分	20 人日分
	実績値	5 人日分	25 人日分	0 人日分
	見込量	1 人	1 人	1 人
	実績値	1 人	2 人	0 人
自立訓練(生活訓練)	見込量	40 人日分	60 人日分	60 人日分
	実績値	56 人日分	32 人日分	27 人日分
	見込量	2 人	3 人	3 人
	実績値	7 人	4 人	3 人
就労移行支援	見込量	60 人日分	80 人日分	80 人日分
	実績値	62 人日分	62 人日分	108 人日分
	見込量	3 人	4 人	4 人
	実績値	4 人	4 人	6 人
就労継続支援(A型)	見込量	440 人日分	460 人日分	460 人日分
	実績値	691 人日分	880 人日分	840 人日分
	見込量	22 人	23 人	23 人
	実績値	36 人	44 人	46 人
就労継続支援(B型)	見込量	2,480 人日分	2,560 人日分	2,720 人日分
	実績値	2,340 人日分	2,216 人日分	2,260 人日分
	見込量	124 人	128 人	136 人
	実績値	121 人	118 人	120 人
療養介護	見込量	7 人	7 人	7 人
	実績値	7 人	7 人	6 人
短期入所(ショートステイ)	見込量	156 人日分	162 人日分	168 人日分
	実績値	220 人日分	108 人日分	151 人日分
	見込量	26 人	27 人	28 人
	実績値	21 人	25 人	24 人

※各年度3月利用実績、平成26年度は9月利用実績

## ● 実施に関する考え方 ●

現利用者に加え、新規利用者分として、特別支援学校卒業生、施設入所者や精神科病院入院者の地域生活移行者、障害者の各年度の増加人数を推計して見込みます。

各サービスの利用量については、実利用人数より利用見込人数を算出し、利用見込日数を乗じて見込みます。

※「平成29年度の数値目標」との整合性

就労移行支援については、「平成29年度の数値目標」の「福祉施設から一般就労への移行等」の数値目標と整合性を図り、数値目標を設定しています。

## 《国の基本指針》

生活介護 自立訓練 (機能訓練)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 (生活訓練)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援 (A型)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援(A型)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援 (B型)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援(B型)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援(B型)事業所における工賃(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。)の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
療養介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
短期入所	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

## ● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	2,415 人日分	2,760 人日分	2,921 人日分
	105 人	120 人	127 人
自立訓練（機能訓練）	20 人日分	20 人日分	20 人日分
	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	45 人日分	45 人日分	45 人日分
	3 人	3 人	3 人
就労移行支援	184 人日分	184 人日分	207 人日分
	8 人	9 人	9 人
就労継続支援（A型）	1,150 人日分	1,196 人日分	1,173 人日分
	50 人	52 人	51 人
就労継続支援（B型）	2,898 人日分	2,944 人日分	3,036 人日分
	126 人	128 人	132 人
療養介護	6 人	6 人	6 人
短期入所（福祉型）	175 人日分	175 人日分	182 人日分
	25 人	25 人	26 人
短期入所（医療型）	35 人日分	35 人日分	35 人日分
	5 人	5 人	5 人

## ● 見込量の確保のための方策 ●

- 施設入所者に自立訓練などを周知し利用促進を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進します。また、地域生活に移行した人の生活を支援するため、生活介護の需要の増加に対応できるよう、事業所に働きかけます。
- 就労移行支援事業所が平成27年度に市内に開所予定です。一般就労への移行者が2割を超える国の指針目標を事業所に伝達し、適正な事業運営を促していきます。
- 一般就労が可能と見込まれる人に、就労移行支援事業所や尾張北部障害者就業・生活支援センターの利用を促し、一般就労につながるよう支援します。
- 事業者には就労移行支援や就労継続支援（A型）の取り組みを奨励し、一般就労への移行を推進します。
- 障害のある人の就労を促進するため、関係課や公共職業安定所（ハローワーク）や障害者職業センターなどの関係機関との連携を強化して、障害者雇用に対する理解と協力の啓発に努めます。

## 3 居住系サービス

居宅系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

※平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。

### ① 共同生活援助（グループホーム）

○ 主に夜間において、共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

### ② 施設入所支援

○ 施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事などの介護、生活などに関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

### ● 利用状況と課題 ●

過去3年間の利用状況は、共同生活援助及び共同生活介護については、ほぼ見込量に見合う実績、施設入所支援については見込量を上回っています。

今後は、施設入所者や退院可能な精神に障害のある人の地域生活への移行を見すえて、グループホームの提供体制を整備することが必要です。

サービス	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 (共同生活介護)	見込量	36人	41人	43人
	実績値	35人	42人	40人
施設入所支援	見込量	60人	56人	55人
	実績値	66人	62人	64人

※各年度3月利用実績、平成26年度は9月利用実績

※平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。

### ● 実施に関する考え方 ●

現共同生活援助利用者、現施設入所者のうち地域移行が可能である人の調査、地域生活を営むためのグループホームの整備予定の調査結果、入院中の精神障害者のうち共同生活援助の利用が見込まれる人の数を勘案して見込みます。

また、施設入所支援は、現施設入所者については地域生活移行者を控除し、新たに施設へ入所する人としては、施設入所待機者のうちグループホームでの対応が困難で、真に入所が必要な人とし、聞き取り調査により見込みます。

※「平成29年度の数値目標」との整合性

共同生活援助、施設入所支援については、「平成29年度の数値目標」の「福祉施設の入所者の地域生活移行」の数値目標と整合性を図り、数値目標を設定しています。

《国の基本指針》

共同生活援助	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>また、グループホームに地域生活支援拠点の機能を付加的に集約して整備する場合には、当該地域生活支援拠点の設置箇所数の見込みを設定する。</p>
施設入所支援	<p>平成 25 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成 29 年度末において、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 4 パーセント以上を削減することとし、平成 26 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 26 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 29 年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	49 人	58 人	61 人
施設入所支援	60 人	58 人	57 人

● 見込量の確保のための方策 ●

- グループホームの誘致・整備を促進するため、障害者理解についての積極的な広報・啓発活動を行い、地域住民や企業に障害のある人への理解を促進します。
- 施設入所者のうち地域移行が可能である人に対し、地域移行ができるように事業所など関係機関と連携をします。
- 障害のある人が地域で自立して暮らしていけるよう、本人や家族、ボランティア団体や地域住民と連携をします。
- 地域との連携により、グループホームの設置や小規模多機能型施設の柔軟な運用形態の実現をめざします。

## 4

## 相談支援の 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

相談支援には、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）があります。

### ① 計画相談支援

- 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する人に、サービス等利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整、サービスなどの利用状況の検証、必要に応じ計画の見直しを行います。

### ② 地域相談支援（地域移行支援）

- 施設入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

### ③ 地域相談支援（地域定着支援）

- 居宅において単身で生活する障害者や、同居している家族による支援を受けられない障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに相談などの必要な支援を行います。

### ● 利用状況と課題 ●

法律の改正により、平成26年度末までにサービスを利用する全ての人がサービス等利用計画を作成する必要があるため、本市では段階的に作成を促すために、平成25年10月よりサービス等利用計画の提出を求めてきました。そのため、利用実績は平成25年度からとなります。

今後は、指定相談支援事業者による総合的な相談支援体制のなかで、新たな対象者や、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人など当該サービスを必要とする人を適切に把握し、サービスを提供していくことが課題です。

サービス	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	見込量	51人	52人	54人
	実績値	0人	47人	60人
地域相談支援 (地域移行支援)	見込量	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
地域相談支援 (地域定着支援)	見込量	3人	3人	3人
	実績値	0人	0人	0人

※各年度3月利用実績、平成26年度は9月利用実績

● 実施に関する考え方 ●

【計画相談支援】

利用者数は、現利用者に加え、新規利用者分として、特別支援学校卒業生、施設入所者や精神科病院入院者の地域生活移行者、新しく障害者となった人の各年度の増加人数を推計して見込みます。

在宅の利用者は6ヶ月、施設入所者については1年ごとに、継続サービス利用計画を作成することとして見込みます

【地域相談支援（地域移行支援）】

現施設入所者、入院中の精神障害者で、今後グループホーム、一般住宅に移行する人を勘案して利用者を見込みます。

【地域相談支援（地域定着支援）】

単身である障害者、同居している家族による支援を受けられない障害者、現施設入所者、入院中の精神障害者で、今後、グループホーム、一般住宅に移行する人を勘案して見込みます。

《国の基本指針》

計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数及び量の見込みを設定する。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	51 人	52 人	54 人
地域相談支援 (地域移行支援)	1 人	1 人	1 人
地域相談支援 (地域定着支援)	2 人	2 人	2 人

● 見込量の確保のための方策 ●

- 自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。
- 制度の改正に伴う新たなニーズや困難事例に対応できるよう、専門的な相談支援体制の整備をめざします。
- 障害のある人が、ライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるように関係機関と連携を密にします。

## 5

## 地域生活支援事業の 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

本市が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各事業の見込量の確保のための方策、その他実施に必要な事項を定めます。

### 1 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

#### ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
理解促進研修・啓発事業	実績値	—	有	有

※実施の有無

※この事業は、平成 25 年度から地域生活支援事業に位置づけられたため、前計画までの見込量及び平成 24 年度までの実績値はありません。

#### ● 実施に関する考え方 ●

心のバリアフリーを促進し、障害者等に対する理解を深めるため広報活動を通じて、地域住民への働きかけを行います。

#### ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

※実施の有無

#### ● 見込量の確保のための方策 ●

➤ 障害者等に対する理解を深めるため広報活動を積極的に行います。

## 2 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

### ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自発的活動支援事業	実績値	—	—	有

※実施の有無

※この事業は、平成 25 年度から地域生活支援事業に位置づけられたため、前計画までの見込量及び平成 25 年度までの実績値はありません。

### ● 実施に関する考え方 ●

障害者等に対するボランティアの養成や活動を支援していきます。

### ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

※実施の有無

### ● 見込量の確保のための方策 ●

- 要約筆記養成講座や視覚障害者支援ボランティア育成講座などの開催を支援していきます。

## 3 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行います。

※障害のある人のサービス利用計画についての相談及び作成、サービスの利用状況の確認などの支援は、地域生活支援事業の相談支援事業ではなく、障害福祉サービスの「相談支援」で実施します。

### ① 相談支援事業

#### 障害者相談支援事業

- 障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

#### 基幹相談支援センター

- 障害者の相談、情報提供、助言を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。市町村などが設置することができます。

### ② 市町村相談支援機能強化事業

- 市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など）を配置することにより相談支援機能の強化を図り、専門的な相談支援を要する困難ケースなどへの対応、自立支援協議会を構成する相談支援事業者に対する専門的な指導、助言を行います。

### ③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

- 賃貸契約により一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整に係る支援や、家主への相談・助言を通して地域生活を支援します。

## ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①相談支援事業				
障害者相談支援事業	見込量	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実績値	2 箇所	5 箇所	5 箇所
基幹相談支援センター	見込量	無	無	無
	実績値	無	無	無
②市町村相談支援機能強化事業	見込量	有	有	有
	実績値	有	有	有
③住宅入居等支援事業	見込量	無	無	無
	実績値	無	無	無

※実施箇所数、設置又は実施の有無

## ● 実施に関する考え方 ●

相談支援事業は、市内の相談支援事業所において、各相談窓口と連携して実施します。今後、障害者の増加、施設入所者の地域移行などによる利用の増加を見込みます。

## ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①相談支援事業			
障害者相談支援事業	5 箇所	5 箇所	5 箇所
基幹相談支援センター	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業	有	有	有
③住宅入居等支援事業	無	無	無

※実施見込箇所数、設置又は実施の有無

## ● 見込量の確保のための方策 ●

- 相談支援事業の周知を図り、気軽に相談できる体制を整備します。
- 多面的な相談支援をするため、各種相談窓口や保健所、事業者、民生委員児童委員などの関係機関との連携を強化します。
- 困難事例などには自立支援協議会で検討するなど、適切な対応に努めます。
- 自立支援協議会などを活用し、サービス利用者の人権擁護や虐待防止を図ります。

## 4 成年後見制度利用支援事業

知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用促進を図ります。

### ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	2 人	2 人	2 人
	実績値	0 人	0 人	0 人

※実利用者数

### ● 実施に関する考え方 ●

当該制度の利用を必要とする人を適切に把握し、サービスを提供していくことが必要であるため、地域包括支援センター及び各相談窓口と連携して、制度の周知を図り、利用を促進します。

### ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	2 人	2 人	2 人

※実利用見込者数

### ● 見込量の確保のための方策 ●

- 積極的な広報・啓発活動により、成年後見制度の周知徹底を図ります。
- 成年後見制度を円滑に利用できるように、地域包括支援センターや各関係機関との連携を強化します。

## 5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

### ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実績値	—	無	無

※実施の有無

※この事業は、平成 25 年度から地域生活支援事業に位置づけられたため、前計画までの見込量及び平成 25 年度までの実績値はありません。

### ● 実施に関する考え方 ●

本市において法人後見の実施を予定している団体等が現在のところありません。

### ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

※実施の有無

### ● 見込量の確保のための方策 ●

- 地域包括支援センターや各関係機関との連携をしながら、事業のあり方について検討してきます。

## 6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を支援します。

### ② 手話通訳者設置事業

- 市役所(福祉課)に手話通訳者を設置し、公的手続き等において意思疎通を支援します。

#### ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量	15 人	17 人	17 人
	実績値	14 人	11 人	10 人
手話通訳者設置事業	見込量	2 人	2 人	2 人
	実績値	2 人	2 人	1 人

※実利用者数、実設置者数

※各年度年間利用実績、平成 26 年度は 9 月までの利用実績

#### ● 実施に関する考え方 ●

障害のある人のスムーズな意思疎通に必要であるため、手話通訳者や要約筆記者を確保し、積極的な利用を推進します。

過去 3 年間の利用者はほぼ固定しており、対象者の大幅な増減はないと見込みます。新たな対象者や利用をしていない対象者への制度の周知を図り、また、利用者の要望に応じ柔軟に対応できるよう検討します。

#### ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者等派遣事業	15 人	16 人	16 人
手話通訳者設置事業	1 人	1 人	1 人

※実利用見込者数、実設置見込者数

#### ● 見込量の確保のための方策 ●

- 障害のある人に対し、意思疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 手話通訳者や要約筆記者に関する社会的理解を深めるため啓発活動を推進します。

## 7 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、障害のある人等に日常生活用具を給付します。

※ 日常生活用具

- ①介護・訓練支援用具…特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、訓練用ベッドなど
- ②自立生活支援用具…入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、特殊便器、火災警報器など
- ③在宅療養等支援用具…透析液加湿器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、盲人用体重計など
- ④情報・意思疎通支援用具…携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイなど
- ⑤排泄管理支援用具…ストーマ用装具、紙おむつ、収尿器など
- ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）…障害者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①介護・訓練支援用具	見込量	5 件	6 件	6 件
	実績値	4 件	5 件	3 件
②自立生活支援用具	見込量	15 件	16 件	16 件
	実績値	13 件	7 件	5 件
③在宅療養等支援用具	見込量	15 件	16 件	17 件
	実績値	12 件	10 件	8 件
④情報・意思疎通支援用具	見込量	26 件	28 件	28 件
	実績値	15 件	16 件	5 件
⑤排泄管理支援用具	見込量	650 件	715 件	786 件
	実績値	635 件	694 件	457 件
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	見込量	4 件	5 件	5 件
	実績値	3 件	2 件	1 件

※給付件数

※各年度年間利用実績、平成 26 年度は 9 月までの利用実績

### ● 実施に関する考え方 ●

障害のある人の介護や訓練、動作などの日常生活がより円滑に行われるようにするための用具を給付し、障害のある人の社会参加促進や家族などの介護者の負担軽減を図ります。また、新たな福祉用具が開発されるのに伴い、対象とする福祉用具を見直していく必要があります。

過去 3 年間の利用状況から、大幅な増加は見られないものの、制度の周知や障害者の増加を勘案して見込みます。

### ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①介護・訓練支援用具	5 件	5 件	5 件
②自立生活支援用具	12 件	12 件	12 件
③在宅療養等支援用具	13 件	13 件	13 件
④情報・意思疎通支援用具	19 件	20 件	20 件
⑤排泄管理支援用具	733 件	753 件	770 件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	3 件	3 件	3 件

※給付見込件数

### ● 見込量の確保のための方策 ●

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、制度の周知を図ります。
- 利用者のニーズや新たな福祉用具について把握し、給付対象用具を見直します。

## 8 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成し、意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

### ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話奉仕員養成研修事業	実績値	11 人	9 人	8 人

※実養成講習修了者数、平成 26 年度は修了予定者数

※この事業は、平成 25 年度から地域生活支援事業(必須事業)に位置づけられたため、前計画までの見込量はありません。

### ● 実施に関する考え方 ●

手話を習得するには長期間を要するため、継続して研修を開催し技術の向上を図る必要があります。

### ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	8 人	8 人	9 人

※実養成講習修了見込み者数

### ● 見込量の確保のための方策 ●

- 手話奉仕員養成講座を、平成 26 年度に示された国基準のカリキュラムに沿い、広域(2 市 2 町)で毎年度開催します。
- 積極的な広報活動により、手話奉仕員養成研修事業の周知を図ります。

## 9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

### ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援	見込量	4,500 時間	4,860 時間	5,220 時間
	実績値	2,647 時間	2,443 時間	1,242 時間
	見込量	25 人	27 人	29 人
	実績値	37 人	31 人	23 人

※延べ利用時間数、実利用者数

※各年度年間利用実績、平成 26 年度は 9 月までの利用実績

### ● 実施に関する考え方 ●

障害のある人の外出時に必要な支援であり、自立生活の支援及び社会参加促進のため、利用を推進します。

過去 3 年間の利用状況から、大幅な増加は見られないものの、障害者の増加などにより利用者及び利用時間の増加を見込みます。

### ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援	3,960 時間	4,080 時間	4,080 時間
	33 人	34 人	34 人

※延べ利用見込時間数、実利用見込者数

### ● 見込量の確保のための方策 ●

- 移動支援の利用希望者の把握に努めるとともに、制度の周知を図ります。
- 個々の障害の特性に合わせ、より利用しやすいサービス提供をめざし、個別支援やグループ支援などの様々な移動方法を検討します。
- サービス提供事業者に対し、必要とされる移動手段や支援方法などの情報を提供し、サービスを提供する事業者の拡充に努めます。

## 10 地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進し、障害のある人の地域生活を支援します。

### ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター	見込量	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	実績値	3 箇所	4 箇所	4 箇所
	見込数	95 人	99 人	105 人
	実績値	108 人	110 人	106 人

※実施箇所数、実利用者数

※各年度年間利用実績、平成 26 年度は 9 月までの利用実績

### ● 実施に関する考え方 ●

地域で生活する障害のある人に、日中活動の場を提供することにより、社会参加の促進を図ります。

地域活動支援センターを実施する事業所及び利用人数の増加を見込みます。

### ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	117 人	120 人	123 人

※実施見込箇所数、実利用見込者数

### ● 見込量の確保のための方策 ●

- 創作活動の場を求める障害のある人や利用が見込める人、新たに障害者手帳を取得した人などに制度の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 現在、地域活動支援センターは充足していますが、大幅な利用増加が見込まれる場合は、事業所や定員の確保に努めます。

## 11 その他の事業

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などを実施します。

### ① 訪問入浴サービス事業

- 訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

#### ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	見込量	203 回	223 回	223 回
	実績値	192 回	149 回	62 回
	見込数	5 人	6 人	6 人
	実績値	6 人	6 人	4 人

※延べ利用回数、実利用者数

※各年度年間利用実績、平成 26 年度は 9 月までの利用実績

#### ● 実施に関する考え方 ●

在宅で重度障害者の家族などの介護者の軽減のためにも、必要とする人を把握し、支援していく必要があります。

継続利用者と、新たな利用者の増加及び利用回数の増加を見込みます。

#### ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	240 回	288 回	288 回
	5 人	6 人	6 人

※延べ利用見込回数、実利用見込者数

#### ● 見込量の確保のための方策 ●

- 必要としている障害者が利用できるように、在宅の重度障害者などに制度の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 利用者数の増加見込みに合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス事業者の確保に努めます。

## ② 日中一時支援事業

- 日中、障害者支援施設などにおいて、活動の場を提供するとともに、見守りや、社会参加するための日常的な訓練を行います。

## ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	見込量	544 回	561 回	561 回
	実績値	678 回	904 回	703 回
	見込数	31 人	33 人	33 人
	実績値	38 人	46 人	48 人

※延べ利用回数、実利用者数

※各年度利用実績、平成 26 年度は 9 月までの利用実績

## ● 実施に関する考え方 ●

障害のある人や障害のある児童の放課後や夏休みなどに活動する場を提供し、有意義な放課後を過ごすことができるよう支援するとともに、障害のある児童を持つ親などの就労支援と介助者の負担を軽減するためのレスパイトサービスとして、利用を促進します。

平成 24 年度から障害者自立支援法の児童デイサービスが児童福祉法による放課後等デイサービスに変わり、サービス提供時間が変更となったため夏休みなど長期休暇時の利用が大幅に増加しています。

ニーズが高く、実施する事業所数も増加しており、今後も継続利用者と、新たな利用者の増加を見込みます。

## ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	1,084 回	1,112 回	1,139 回
	52 人	53 人	54 人

※延べ利用見込回数、実利用見込者数

## ● 見込量の確保のための方策 ●

- 介助負担を軽減するため、制度の周知を図るとともに、利用者の要望に応じて柔軟に対応することにより、利用を促進します。
- 利用者数の増加に合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス事業者の確保に努めます。

## ③ 生活サポート事業

- 介護給付支給決定者以外の人について、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ります。

## ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活サポート事業	見込数	2 人	2 人	2 人
	実績値	0 人	0 人	0 人

※実利用者数

※各年度利用実績、平成 26 年度は 9 月までの利用実績

## ● 実施に関する考え方 ●

障害福祉サービスで支援を受けることができない障害のある人への支援として、本人の生活向上や家族の負担軽減を図ります。

対象者が限られているため、大幅な増加はないと見込みます。

新たな対象者を勘案し見込みます。

## ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活サポート事業	2 人	2 人	2 人

※実利用見込者数

## ● 見込量の確保のための方策 ●

- 支援を必要とする人にサービスが提供できるよう、介護給付支給決定時に非該当となった人や家族などの介護者、相談支援事業所などに制度を周知します。
- 事業者には、専門的な人材の確保及びその資質向上を図るよう働きかけます。

## ④ 社会参加促進事業

## ア 自動車改造助成事業

- 身体に障害のある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活及び社会参加を促します。

## イ 自動車運転免許証取得助成事業

- 身体に障害のある人が、就労などの社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、取得するに要する費用の一部を助成します。

## ● 利用状況 ●

サービス	項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動車改造助成事業	見込量	5 人	5 人	5 人
	実績値	3 人	5 人	1 人
自動車運転免許証取得助成事業	見込量	1 人	2 人	3 人
	実績値	2 人	1 人	0 人

※実利用者数

※各年度利用実績、平成 26 年度は 9 月までの利用実績

## ● 実施に関する考え方 ●

当該制度を利用することにより、身体に障害のある人の移動手段のひとつとして自動車を利用できるようになるため、身体に障害のある人の就業や地域での自立生活及び社会参加の促進が期待でき、積極的な利用を推進していく必要があります。

対象者が限られているため、大幅な増加はないと見込みます。

利用見込者としては、新たに身体障害者となる人や、自動車改造助成事業については、以前利用した人で自動車の変更による再申請、対象となる障害者数見込みなどを勘案し、見込みます。

## ● 必要な量の見込み ●

サービス	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車改造助成事業	5 人	5 人	5 人
自動車運転免許証取得助成事業	2 人	2 人	2 人

※実利用見込者数

## ● 見込量の確保のための方策 ●

- 新たに手帳を取得する人などを中心に、障害のある人に当該制度を周知します。
- 自動車改造助成事業については、車の変更などがあった場合は再度利用することができるため、利用者に周知します。

## 6

## 障害児支援の 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

障害児支援については、平成24年4月1日より法改正により障害者自立支援法から児童福祉法に基づくサービスへ移行されました。また、子ども・子育て支援法の制定により「犬山市子ども・子育て支援事業計画」が策定され、障害児施策の充実を定めています。

本市においても、教育、保育等の関係機関とも連携をを図った上で、障害児及びその家族に対して、幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制整備を進めます。

本計画において必要なサービスの量を見込むにあたり、障害児の現状を踏まえ、平成29年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

なお、数値目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、これまでの取り組みをさらに推進するものとなるよう、実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

### 1 障害児支援サービス

障害児支援サービスには、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援があります。

#### ① 児童発達支援

- 障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### ② 医療型児童発達支援

- 上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

#### ③ 放課後等デイサービス

- 障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

#### ④ 保育所等訪問支援

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童とその集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

#### ⑤ 障害児相談支援

- 障害児支援サービスを利用する人に、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整、サービスなどの利用状況の検証、必要に応じ計画の見直しを行います。

● 利用状況と課題 ●

過去3年間の利用状況は、児童発達支援については、毎年利用者及び利用量が大きく増加しています。

放課後等デイサービスについては、市内に事業所が増えたことにより、利用量が大きく増加しています。

利用量の増加に応じ、サービスが不足なく提供できるよう、サービスの提供体制を整備する必要があります。

サービス	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	実績値	238 人日	495 人日	525 人日
		49 人	87 人	74 人
医療型児童発達支援	実績値	2 人日	8 人日	19 人日
		1 人	1 人	1 人
放課後等デイサービス	実績値	490 人日	612 人日	681 人日
		74 人	77 人	76 人
保育所等訪問支援	実績値	0 人日	0 人日	0 人日
		0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	実績値	0 人	22 人	30 人

※この事業は、平成24年度から位置づけられたため、前計画までの見込量はありません。

※各年度3月利用実績、平成26年度は9月利用実績

● 実施に関する考え方 ●

児童発達支援、放課後等デイサービスは、ニーズが高く今後も利用が増加すると見込みます。

利用者については、現利用者に加え利用者の実績値から利用見込人数を算出します。

各サービスの利用量については、算出した利用見込人数に利用見込日数を乗じて見込みます。

保育所等訪問支援については、平成26年9月に市内事業所が開設したためサービスの支給決定状況から勘案して見込みます。

《国の基本指針》

児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

## ● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	1,290人日	1,395人日	1,425人日
	86人	93人	95人
医療型児童発達支援	20人日	20人日	20人日
	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	1,760人日	1,820人日	1,840人日
	88人	91人	92人
保育所等訪問支援	40人日	44人日	48人日
	10人	11人	12人
障害児相談支援	29人	31人	31人

## ● 見込量の確保のための方策 ●

- 利用者数の増加見込みに合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス事業者の確保に努めます。
- 障害のある子どもを持つ親に、制度の周知を図るとともに、有意義な放課後を過ごすことができるように利用を促進します。

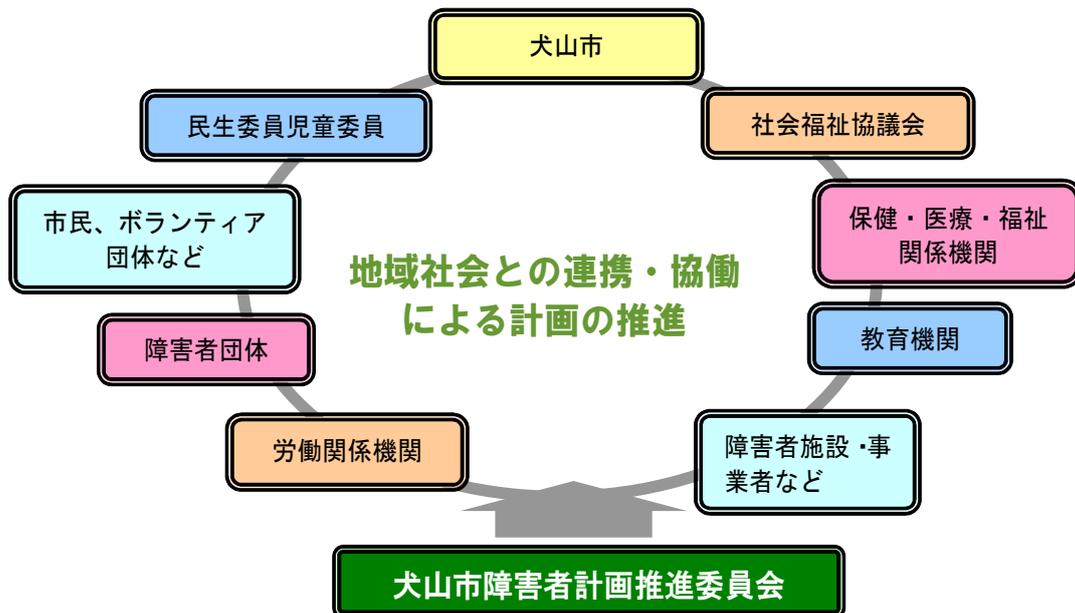
## 第4章 計画の点検・評価



## 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障害のある人の意見を最大限尊重するとともに、行政、市民、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉協議会、保健医療福祉関係機関、教育機関、障害者団体、障害者施設や事業者などの関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して障害者福祉施策に取り組みます。

また、本計画をホームページなどで周知することにより、障害者に対する地域社会の理解と協力が得られるよう、普及啓発を図ります。



## 2 計画の点検・評価

### 1 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたり、計画に盛り込んだ施策の実施状況や、進捗状況について点検します。

また、今後、この結果に基づいて、障害のある人のニーズや社会状況の変化等に対応した施策等の見直しを実施します。

### 2 点検及び評価体制

犬山市障害者計画推進委員会が中心となり、計画の進捗状況についての点検及び評価を実施します。



## 第4期犬山市障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)

平成27年●月

発行 犬山市 健康福祉部 福祉課  
〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36  
電話(0568)44-0321  
FAX(0568)44-0364  
ホームページ <http://www.city.inuyama.aichi.jp/>